

栃木市
地域福祉計画・地域福祉活動計画
平成26年度～平成31年度

ささえあう ぬくもりあるまち
あったかとちぎ



平成26年10月

栃木市・社会福祉法人 栃木市社会福祉協議会

はじめに

地域福祉とは、地域社会での様々な生活課題に対し、行政や関係機関はもとより、地域に住んでいる方々などが協力して取り組んでいこうという考え方です。

地域福祉では、住み慣れた地域で、小さなお子さんから高齢者の方まで、誰もが、心豊かに幸せな生活を送ることを目指します。しかし私達の周囲を見渡すと、様々な「困りごと」や「心配ごと」を抱える方が大勢おり、さらに、それらの問題は、年々複雑化・多様化しています。少子高齢化や核家族化などの社会情勢の急激な変化もあり、自分自身や家族だけでは解決することが難しく、また、行政や関係機関などの公的サービスだけでは対応しきれないことも増えてきています。



こうした問題に対応するためには、地域での人と人とのつながりを深め、お互いに助けたり助けられたりする関係や仕組みを作ることが大切です。

本市では、市町合併後の新たな市として、互いに助け合い支え合う地域社会の実現のため、「ささえあう めくもりあるまち あったかとちぎ」を基本理念とし、この計画を策定しました。

また、本市としては初めての試みとして、この「地域福祉計画」と市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的なものとして策定いたしました。これは、両計画で基本理念を共有し、市と市社会福祉協議会が同じ方向性のもと、より実効性のある計画となることを目指して取り組んだものです。

この「栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が、更なる地域福祉推進の指針として有意義なものとなるよう、市社会福祉協議会とともに取り組んで参りますので、市民の皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、各地域において地域懇談会に参加いただいた皆様、両計画の策定委員会委員の皆様、アンケート調査にご協力いただいた皆様、すべての皆様に心からお礼を申し上げます。

平成26年10月

栃木市長 鈴木 俊美

少子高齢化が急速に進んでいる今日、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、私たちを取り巻く環境の変化に伴い地域の福祉課題も多様化、複雑化してきており、その解決には公的なサービスと合わせて、地域にお住まいの方々をはじめ、行政や社会福祉協議会、関係機関が助け合い支え合える仕組みを作ることが大切です。



そこで、本会では地域の現況や実情を踏まえて、これからの地域福祉を推進する指針となる「栃木市地域福祉活動計画」を、市の行政計画である「栃木市地域福祉計画」と一体的に策定いたしました。一体的に策定することで、本会と市が密接に連携しながら同じ目標に向かっていくことが可能となります。また、計画の策定にあたっては地域の住民の皆様に参加いただきながら、それぞれの地域課題を明確化し、解決策などを話し合い様々な意見を反映させるため、アンケート調査や市内8か所での住民懇談会を行い、地域の課題や問題について意見交換を行っていただき、これらの結果をもとに策定委員会による協議がなされました。

基本理念である「ささえあう めくもりあるまち あったかたちぎ」を目指し効率的な計画を推進するためには、地域住民の皆様をはじめ、行政・社会福祉協議会、様々な関係機関の協働が必要不可欠です。計画にも、市の役割、本会の役割に加え市民の皆様をお願いしたいことを掲載いたしました。今後ともより一層のご理解やご協力、また様々な地域福祉活動への参加をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました地域福祉活動計画策定委員の皆様、アンケート調査や地域懇談会へご協力いただいた皆様、そして貴重なご意見およびご協力をいただいた多くの皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成26年10月

社会福祉法人栃木市社会福祉協議会 会長 小林一成

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制	5

第2章 地域福祉をめぐる本市の現状

1 統計などからみる現状.....	6
(1) 総人口と世帯、人口構成.....	6
(2) 人口ピラミッド	7
(3) 人口動態.....	8
(4) 障がい者手帳所持者	9
(5) 要介護等認定者	10
(6) 高齢者世帯と地区別高齢化率.....	11
(7) 虐待など相談件数.....	12
(8) 生活保護.....	12
(9) 民生委員・児童委員の相談・支援活動.....	13
2 アンケート調査からみる現状.....	14
(1) 隣近所との付き合いの程度.....	14
(2) 地域活動やボランティア活動の状況.....	15
(3) 日常生活上の悩みや不安.....	17
(4) 地域の主な問題・課題.....	18
(5) 地域の支え合い活動を活性化するために必要なこと	19
(6) 今後市が取り組む施策として重要と考えること	20

第3章 地域福祉推進の基本的方向性

1 基本理念.....	21
2 基本目標.....	22

3 地域福祉圏域の設定	23
4 計画の体系.....	24

第4章 地域福祉施策、地域福祉活動の展開

基本目標1 福祉の心の育みと地域の担い手づくり

基本方針Ⅰ 福祉の心を育もう	25
基本方針Ⅱ 地域の活動に参加しよう	28
基本方針Ⅲ 地域を担い、福祉を支える人を育てよう	30

基本目標2 みんなで支え合う福祉の輪づくり

基本方針Ⅰ あいさつがあふれるまちにしよう	34
基本方針Ⅱ 地域、関係団体、行政の輪をつくろう	35
基本方針Ⅲ わかりやすい情報発信と一人ひとりに寄り添う相談体制を充実しよう... 39	
基本方針Ⅳ 地域に必要な基盤と福祉活動を充実しよう	43

基本目標3 だれもが安心して暮らせる地域づくり

基本方針Ⅰ 支援が必要な方を支える福祉サービスを充実しよう	48
基本方針Ⅱ いざという時、助け合えるしくみをつくろう	54
基本方針Ⅲ お互いに思いやり、認めあえるまちをつくろう.....	57
基本方針Ⅳ 住みやすい生活環境をつくろう.....	61

第5章 計画の進行管理

1 計画の評価.....	63
2 計画の見直し.....	63

資料編

1 計画に記載した各事業の概要	65
2 地域懇談会の結果概要.....	68
3 栃木市地域福祉計画及び栃木市地域福祉活動計画 策定経過.....	80
4 栃木市社会福祉施策推進委員会規則.....	82
5 栃木市社会福祉施策推進委員会 委員名簿	84
6 栃木市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	85
7 栃木市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿	87
8 栃木市地域福祉活動計画作業部会 名簿.....	88

栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画 基本理念

ささえあう ぬくもりあるまち
あったかとちぎ

第1章 計画の概要



栃木市マスコットキャラクター
とち介

1 計画策定の背景

■ 地域福祉をめぐる社会的背景

少子高齢化、核家族化の進行により、子育てや介護など、家庭や地域でお互いに助け合い支え合う機能が弱まっています。また、今後、高齢化がさらに進行する中で、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、地域で生活する上で起こる様々な問題を解決するための自助機能が限界を迎えている家庭も少なくありません。

このような中、地域における生活課題も、複雑化、多様化、重複化し、制度による公的サービスだけでは、きめ細かな対応・課題解決が困難なケースが増加しており、自助では対応できない様々な生活課題を、公的な福祉サービスで対応することを基本としつつ、公的サービスだけでは解決できない問題に対応するため、地域住民や地域住民組織・団体、社会福祉事業者、行政などが連携して解決する新たな仕組みづくり（互助・共助の社会づくり）を進める必要があります。

■ これまでの地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定状況

- ・旧栃木市においては、平成17年3月に「とちぎ地域福祉計画（栃木市地域福祉計画）」を策定。計画期間は、平成17年度から平成22年度までの6年間。
- ・旧西方町社会福祉協議会においては、平成17年3月に「西方町地域福祉活動計画」を策定。計画期間は、平成17年度から平成21年度の5年間。
- ・旧栃木市社会福祉協議会においては、平成20年3月に「栃木市地域福祉活動計画」を策定。計画期間は、平成20年度から平成23年度の4年間。
- ・旧岩舟町・旧岩舟町社会福祉協議会においては、平成23年3月に「岩舟町地域福祉計画・岩舟町地域福祉活動計画」を策定。計画期間は、平成23年度から平成27年度の5年間。

（合併の状況）

- ・平成22年3月29日に、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の1市3町が合併。
- ・平成23年10月1日に、栃木市と西方町が合併。
- ・平成26年4月5日に、栃木市と岩舟町が合併。

2 計画策定の趣旨

社会福祉法第4条により、地域福祉の推進が規定され、地域住民が地域福祉の担い手として位置づけられるとともに、市の多様な主体の協働による総合的な地域福祉の推進を図る必要があります。

(地域福祉の推進)

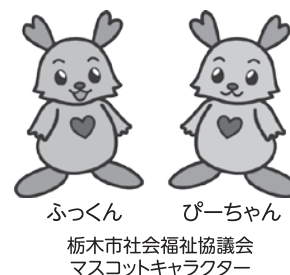
第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 計画の位置づけ

栃木市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づいた「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、本市の総合計画を上位計画とし、福祉に関連する各分野を横断的につなぎ、その地域福祉に関する事項を具体化するものです。

また、栃木市地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条を踏まえ、市社会福祉協議会が中心となって策定するものであり、みんなで住みよい地域づくりを行っていくための「具体的な取り組み」を位置づける行動計画です。

本市では、地域福祉の理念や施策と活動の方向性を共有し、市と市社会福祉協議会とが連携し、地域の社会資源の発掘と社会福祉協議会のノウハウを活かしながら実践に移せるよう、2つの計画を一体的に策定しました。



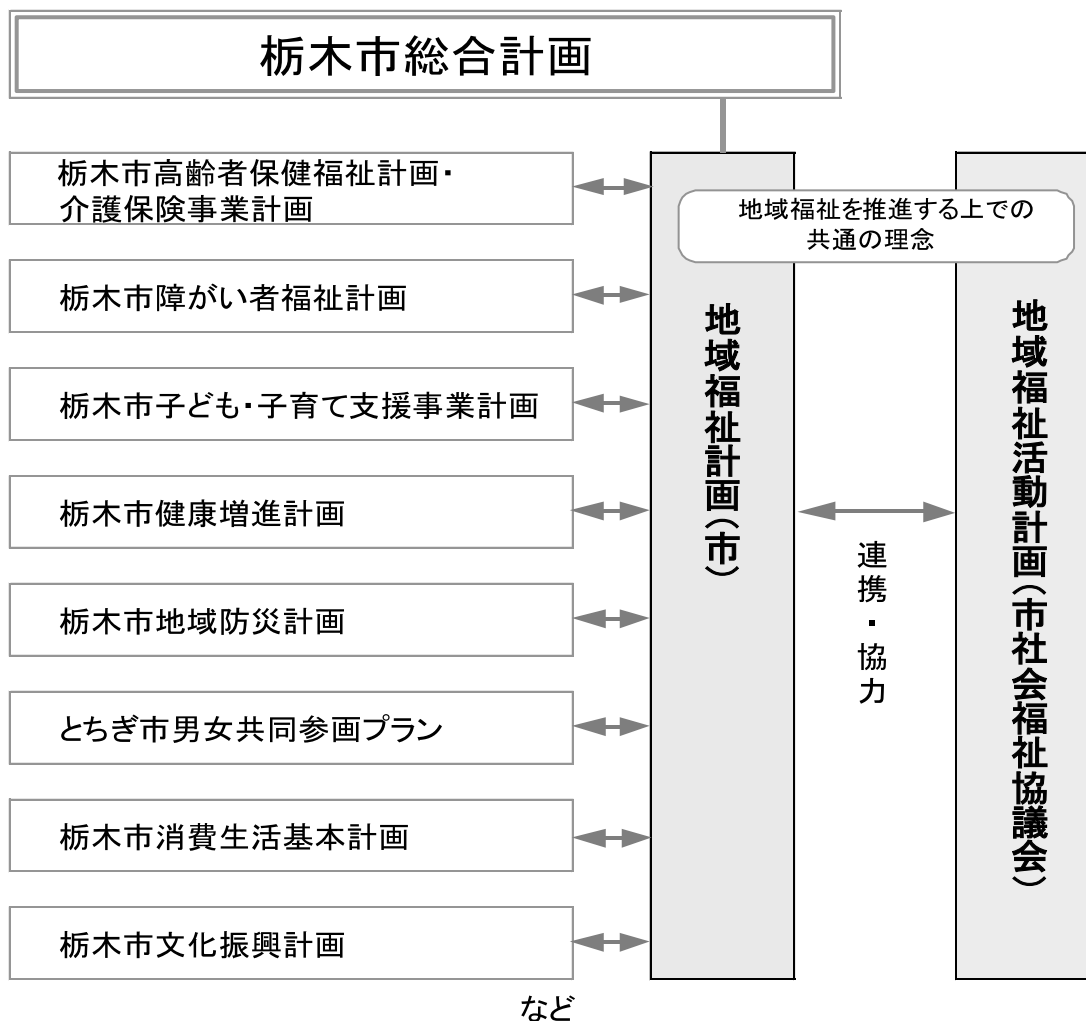
【栃木市地域福祉計画】

- ・社会福祉法第107条
- ・平成19年国通知関係規定「要援護者の支援方策」
- ・平成22年国通知関係規定「高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応」 等

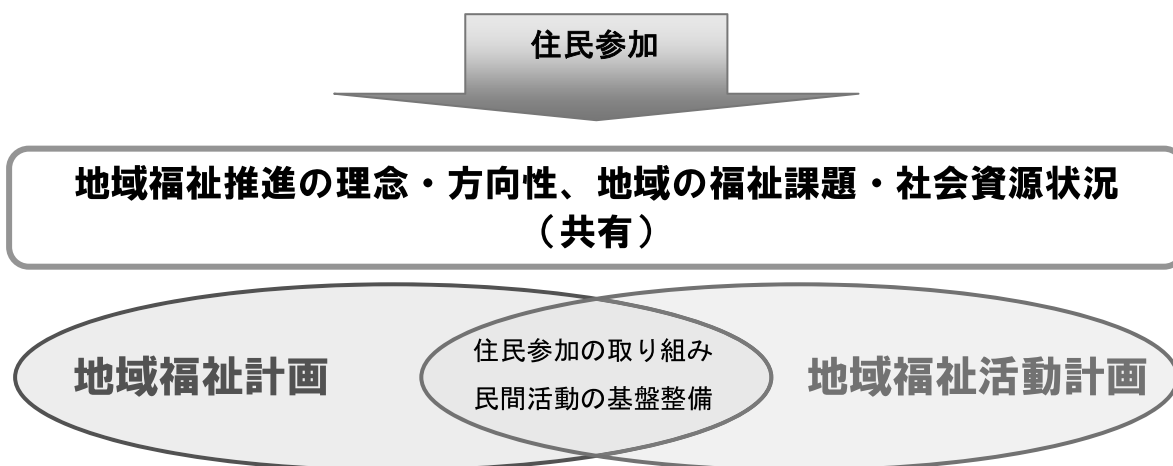
【栃木市社会福祉協議会地域福祉活動計画】

- ・社会福祉法第109条
- ・「新・社会福祉協議会基本要項」(平成4年4月1日) 全国社会福祉協議会 等

【他計画との関連】

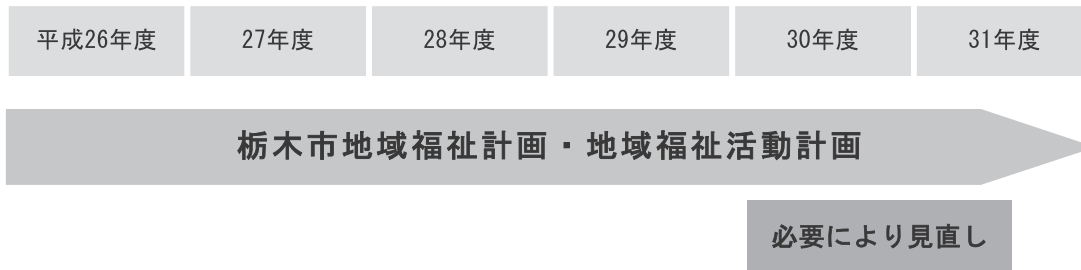


【計画推進のイメージ】



4 計画の期間

この計画の期間は、平成26年11月から平成32年3月までとします。なお、社会情勢の変化や法制度の変更などが生じた場合は、必要に応じて見直しをします。



5 計画の策定体制

この計画の策定には、市民の直接参加が必要であるため、地域福祉に関する市民の意識や要望・意見などを把握するためのアンケート調査を実施するとともに、市民自らが地域の生活課題やその解決策を考え、話し合う場としての地域懇談会を開催しました。

また、計画内容の検討・協議は、市民の代表や関係機関・団体等からなる策定委員会及び市社会福祉協議会作業部会などにより行いました。

- ・平成24年度にアンケート調査を実施
- ・平成25・26年度に、市内8地域（栃木中央、栃木西部、栃木東部、大平、藤岡、都賀、西方、岩舟）において、市と市社会福祉協議会の合同事務局により地域懇談会を開催
- ・策定委員会の設置
- ・庁内検討会及び市社会福祉協議会作業部会の開催



第2章 地域福祉をめぐる本市の現状



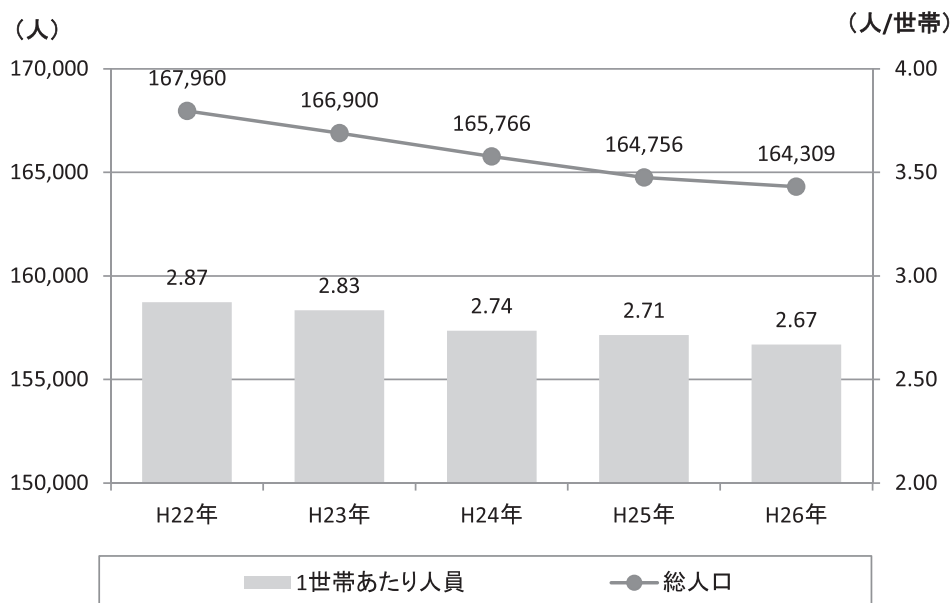
1 統計などからみる現状

(1) 総人口と世帯、人口構成

本市の総人口は、平成26年3月31日現在164,309人で、ここ5年間においてはやや減少傾向となっており、平成22年と比較すると3,651人減少しています。1世帯あたり人員は、平成22年の2.87人から年々減少しており、平成26年では2.67人となっています。

また、年齢3区分別人口構成は、年少人口（0～14歳）割合が約12%で一定に推移する中、生産年齢人口（15～64歳）割合は減少しています。一方、平成26年の高齢者人口（65歳以上）割合は26.9%と年々増加しており、少子高齢化が進行していることがわかります。

■総人口と1世帯あたり人員

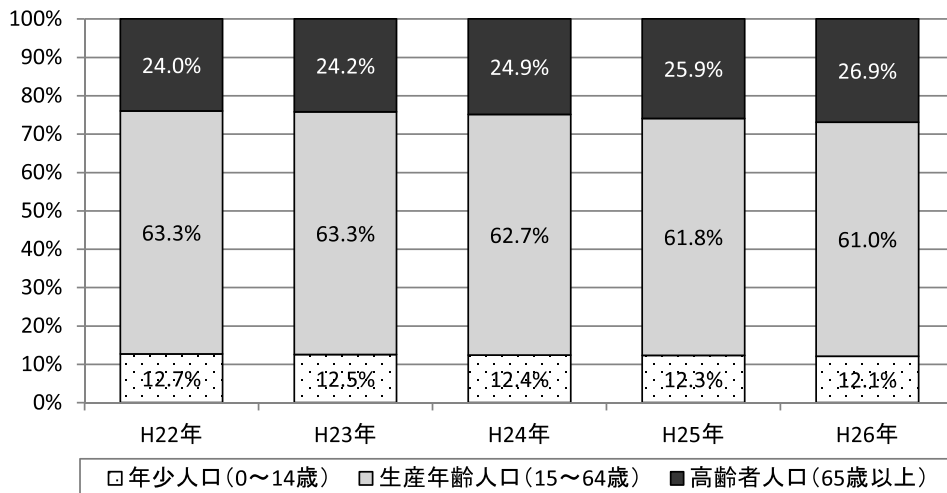


注) グラフ中の数値は、合併前の旧西方町・旧岩舟町を含む

H22年3月29日 栃木、大平、藤岡、都賀合併
 H23年10月1日 西方合併
 H26年4月5日 岩舟合併

資料：市民生活課、西方総合支所生活環境課、岩舟総合支所生活環境課（各年3月31日現在）

■ 人口構成

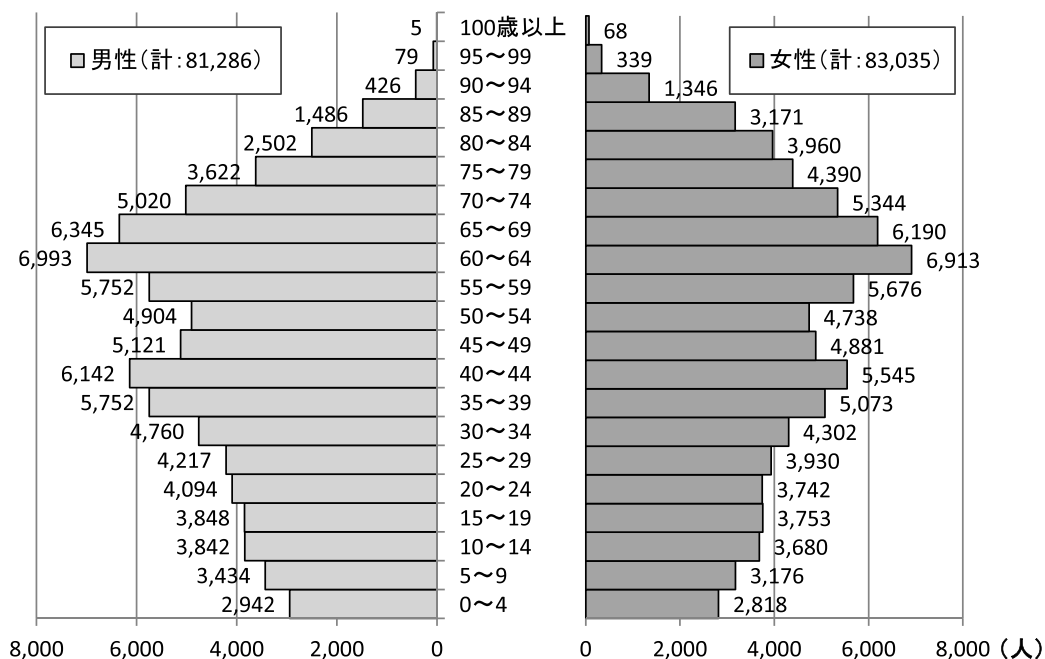


注) 年齢3区分別人口構成割合は、合併前の旧西方町・旧岩舟町の数値を含んで算出したもの

資料：市民生活課、西方総合支所生活環境課、岩舟総合支所生活環境課（各年3月31日現在）

(2) 人口ピラミッド

本市の平成26年4月30日現在の人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される「つぼ型」となっています。年齢階層別の人口規模では「60歳～64歳」のいわゆる“団塊の世代”の人口が最も多く、男女合わせて総人口の8.5%を占めています。



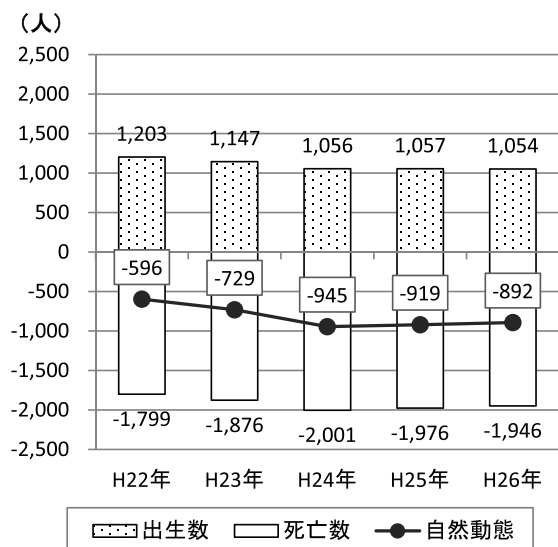
資料：市民生活課（平成26年4月30日現在）

(3) 人口動態

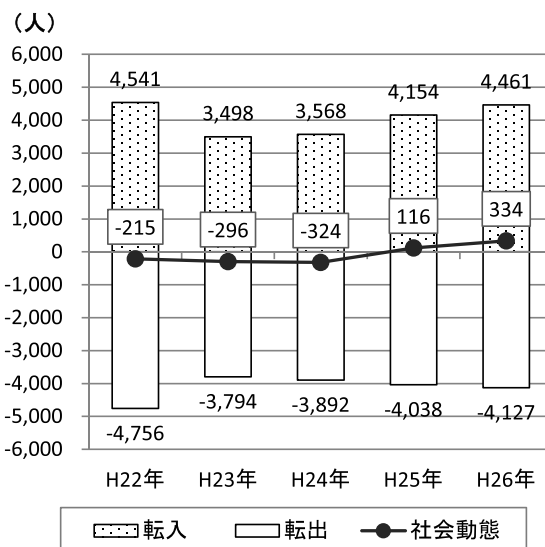
本市の人口動態のうち、自然動態は、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向が続いています。一方、社会動態は、近年では転入が転出を上回る社会増が続いています。

また、合計特殊出生率*は、平成 22 年から平成 23 年にかけて減少したものの、平成 24 年には 1.35 と再び増加しています。

■自然動態



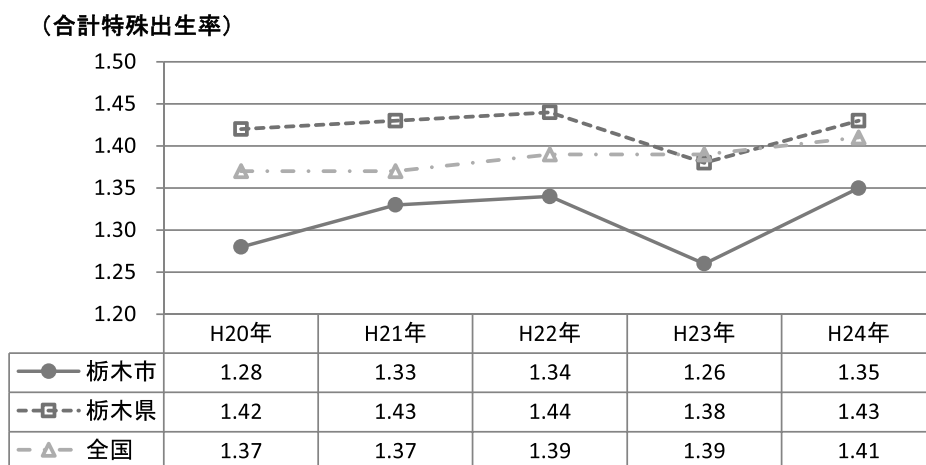
■社会動態



注) グラフ中の数値は、合併前の旧西方町・旧岩舟町を含む

資料：市民生活課、各総合支所生活環境課（各年 3 月 31 日現在）

■合計特殊出生率



注) 市の数値は、合併前の各市町の平均値

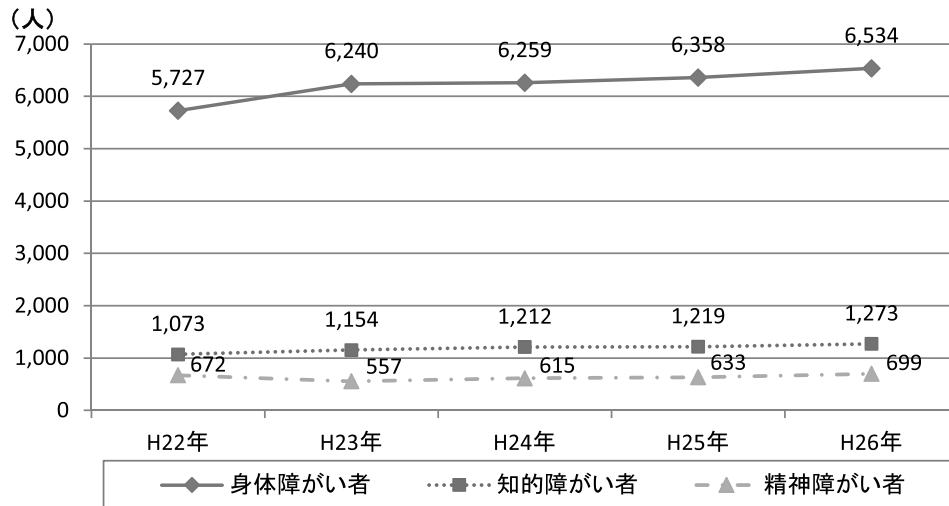
資料：栃木県保健統計年報

※合計特殊出生率とは、その年次の 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

(4) 障がい者手帳所持者

本市の障がい者手帳所持者は、平成 23 年以降の合併後の推移をみると、各障がい種別ともに、近年やや増加傾向にあります。平成 26 年の障がいの区分別所持者数は、身体障害者手帳が 6,534 人、療育手帳が 1,273 人、精神障害者保健福祉手帳が 699 人と、身体障害者手帳の割合が全体の 7 割強となっています。

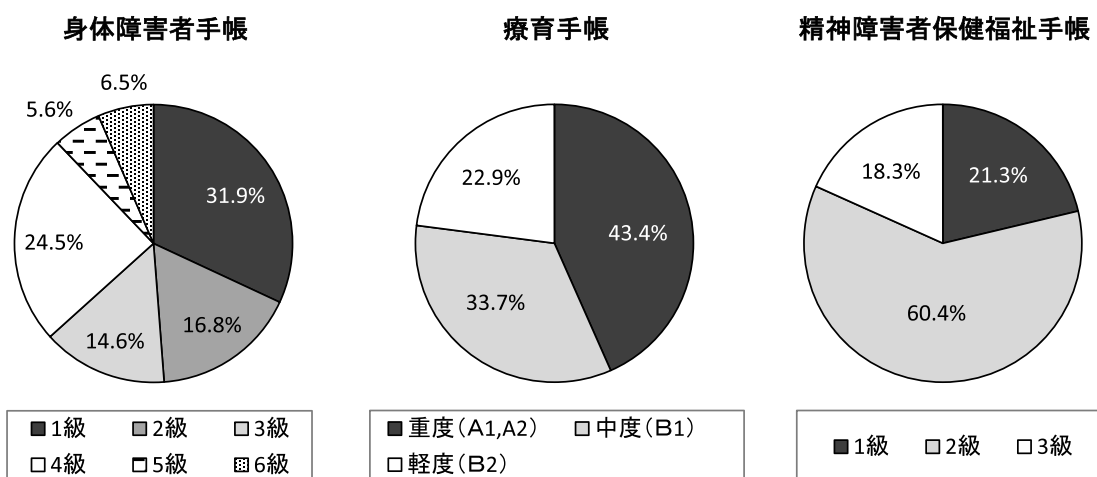
■障がい者手帳所持者



注) グラフ中の数値は、合併前の旧西方町・旧岩舟町を含む

資料：社会福祉課、各総合支所健康福祉課（各年 3 月 31 日現在）

■等級別割合



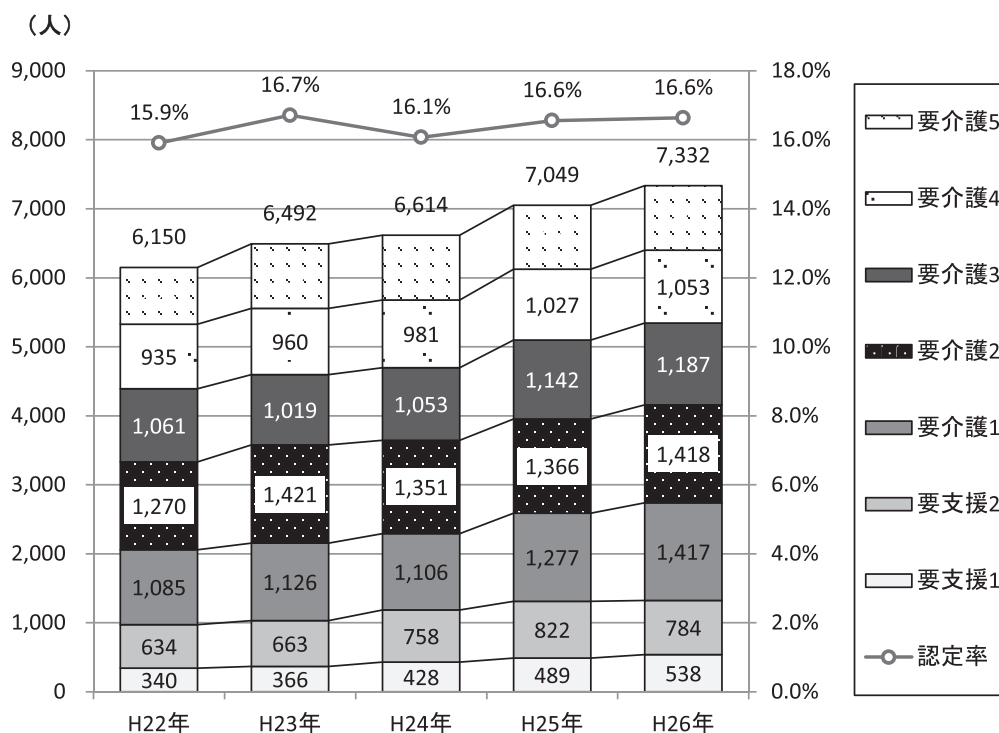
資料：社会福祉課、各総合支所健康福祉課（平成 26 年 3 月 31 日現在）

(5) 要介護等認定者

本市の第1号(65歳以上)及び第2号(40歳から64歳)被保険者の要支援・要介護認定者数は、平成23年以降の合併後の推移をみると増加し、平成26年には、平成23年に比べ840人増加の7,332人となっています。

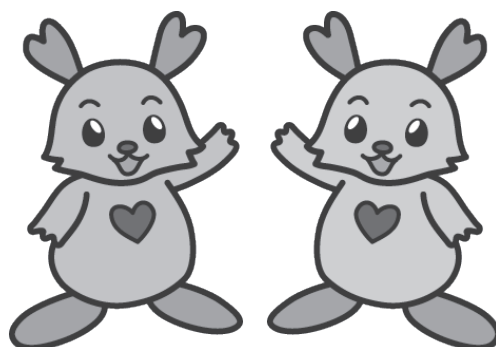
また、要介護認定率(1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合)は、認定者数同様にやや増加傾向で、平成26年は16.6%となっています。

■要介護等認定者数と認定率



注) グラフ中の数値は、合併前の旧西方町・旧岩舟町を含む

資料：介護保険課、西方総合支所健康福祉課、岩舟総合支所健康福祉課（各年3月31日現在）

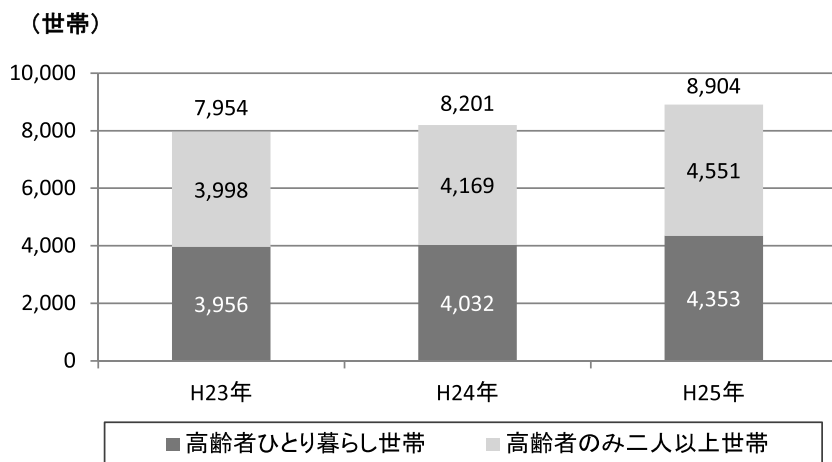


(6) 高齢者世帯と地区別高齢化率

本市の高齢者ひとり暮らし世帯は、平成23年以降の合併後の推移をみると増加し、平成25年では、平成23年に比べ397世帯増加の4,353世帯となっています。

また、本市の平成26年3月31日現在の地区別高齢化率の状況を見ると、市全体が26.9%に対し、「栃木地区」「皆川地区」「寺尾地区」「藤岡地域」「西方地域」「岩舟地域」の6地区・地域の高齢化率が上回っています。特に、「寺尾地区」においては、3割を超え他の地区・地域に比べ高くなっています。

■高齢者世帯

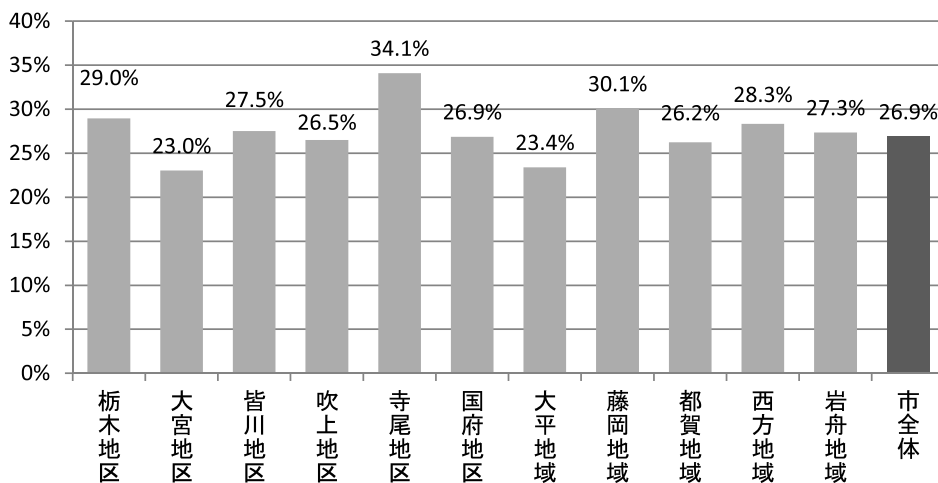


注) グラフ中の数値は、合併前の旧西方町・旧岩舟町を含む

資料：高齢福祉課、西方総合支所健康福祉課、岩舟総合支所健康福祉課

(地域により統計の基準日が異なる)

■地区別高齢化率



資料：市民生活課資料をもとに、地域福祉圏域の中圏域 (P.23 参照) ごとに算出 (平成26年3月31日現在)

※栃木地区の第1～第7地区の圏域については合算して算出

(7) 虐待など相談件数

平成 25 年度において、高齢者虐待相談件数は約 200 件（延べ）、児童虐待相談受付件数は約 50 件となっています。また、消費生活相談件数は、年々増加し、平成 25 年度には約 900 件（延べ）となっています。

■虐待相談等件数

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
高齢者虐待相談件数（延べ）	127	329	299	214

資料：高齢福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
児童虐待相談受付件数	52	66	46	47

資料：こども課（各年度 3 月 31 日現在）

■消費生活相談件数

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
消費生活相談件数（延べ）	860	858	884	893

資料：市民生活課（各年度 3 月 31 日現在）

(8) 生活保護

生活保護受給者数及び受給世帯数は、近年増加しています。平成 25 年度末現在の受給世帯数は、市内総世帯数 61,566 世帯に対し、およそ 2%の割合となっています。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
生活保護受給者数	1,361	1,368	1,399	1,438
生活保護受給世帯数	978	1,033	1,041	1,083

資料：生活福祉課、西方総合支所健康福祉課、岩舟総合支所健康福祉課（各年度 3 月 31 日現在）



(9) 民生委員・児童委員の相談・支援活動

民生委員・児童委員の相談・支援活動件数は、高齢者に関することが最も多く、約5,000件前後で推移しています。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
高齢者に関すること	3,214	4,354	5,110	4,958
障がい者に関すること	523	627	714	349
こどもに関すること	2,445	1,524	1,686	1,084
その他	1,533	1,019	972	973
合計	7,715	7,524	8,482	7,364

資料：社会福祉課、西方総合支所健康福祉課、岩舟総合支所健康福祉課（各年度3月31日現在）



2 アンケート調査からみる現状

【調査概要】

地域の方々の助け合い、支え合いなどに関する意識と実態を把握するためアンケート調査を実施しました。

期間：平成25年1月28日～平成25年2月12日

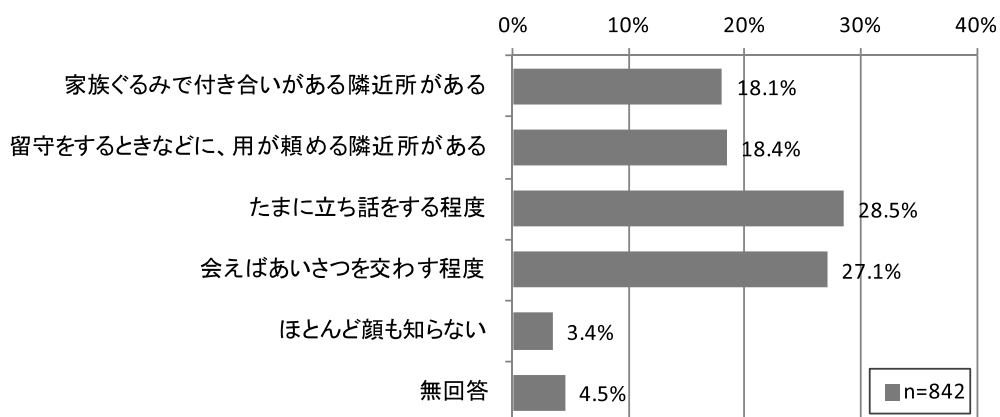
対象：市内にお住まいの18歳以上の方の中から無作為に2,000人を抽出

回収率：42.1%

(1) 隣近所との付き合いの程度

隣近所との付き合いの程度は、「たまに立ち話をする程度」「会えばあいさつを交わす程度」の割合がそれぞれ2割強と高くなっています。

「家族ぐるみで付き合いがある隣近所がある」「留守をするときなどに、用が頼める隣近所がある」の比較的深い近所付き合いをしている割合は、それぞれ2割弱となっています。



課題

- ・ 少子化や核家族化、共働き世帯の増加などにより、若年層の地域交流の機会が少なくなっている。
- ・ 引き続き、近所付き合いの大切さを啓発するとともに、その深まりとともに、地域福祉活動につなげる必要がある。

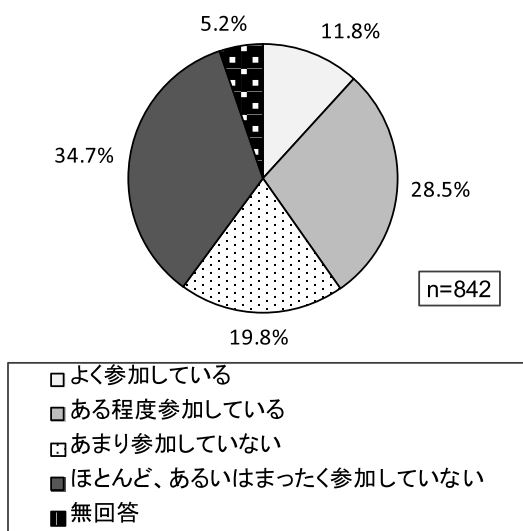
(2) 地域活動やボランティア活動の状況

地域活動への参加の状況を見ると、「参加している（「よく参加」と「ある程度参加」の合計）」の割合は約4割に対し、「参加していない（「あまり参加していない」と「ほとんど、まったく参加していない」の合計）」の割合は5割強と、参加していない割合が上回っています。また、現在参加している地域活動の分野では、「自治会の活動」の割合が8割を超え最も高くなっています。

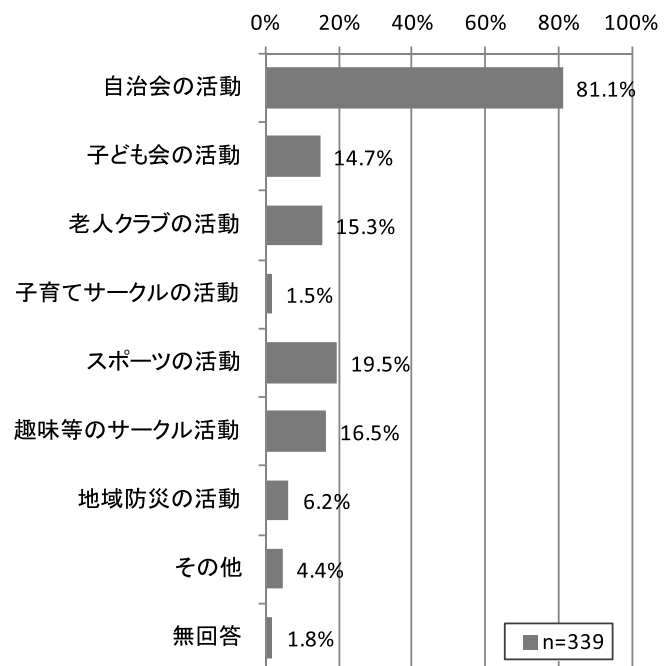
また、ボランティア活動については、「現在あるいは過去に参加した経験がある」割合が3割強となっています。

今後の地域活動やボランティア活動への参加意向は6割を超え高く、ボランティア活動では、「お年寄りを支援する活動」「周辺環境を整備する活動」の割合がそれぞれ3割を超えています。

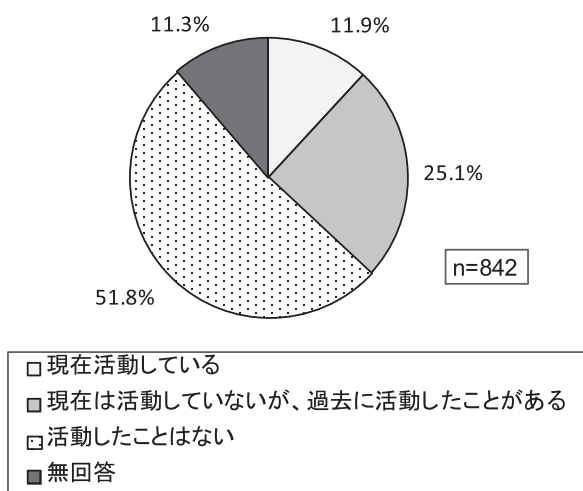
■地域活動の参加の状況



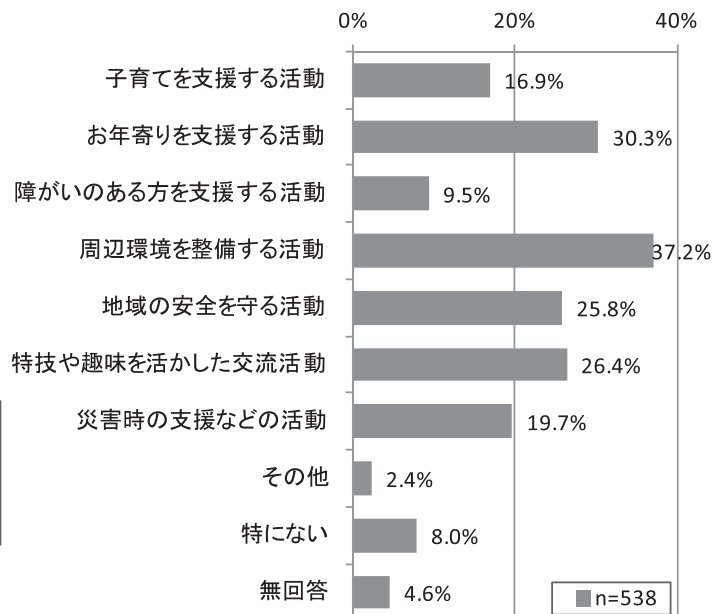
■地域活動の参加分野



■ ボランティア活動の状況

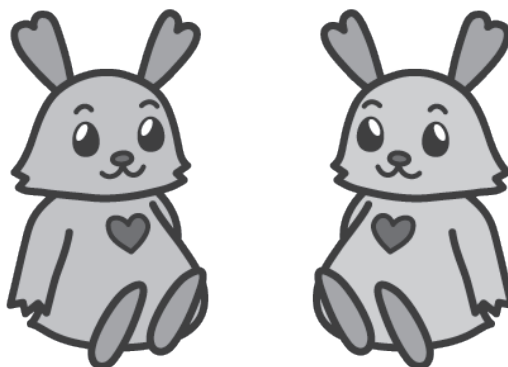


■ ボランティア活動してみたい分野



課題

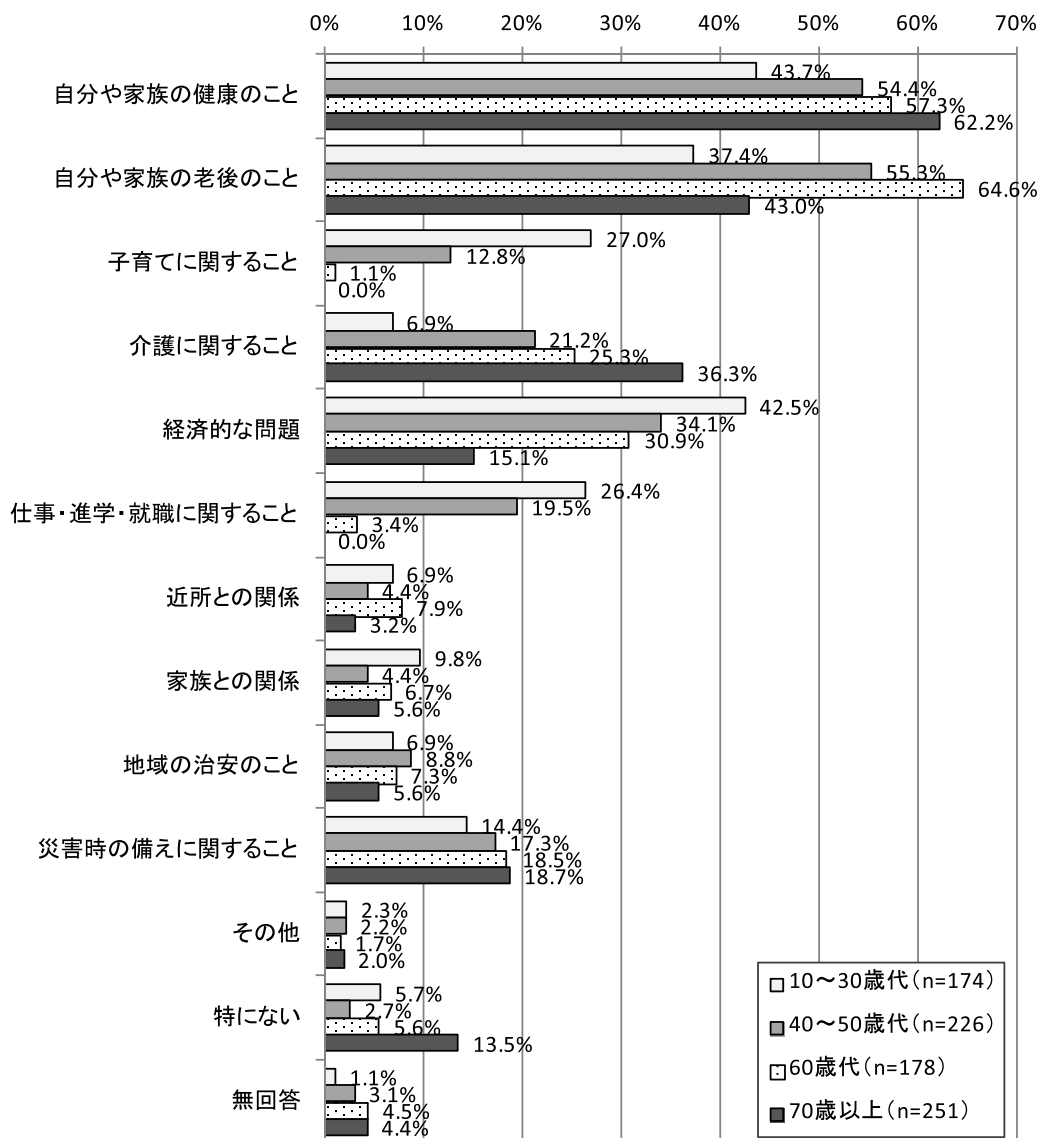
- ・ 地域活動は自治会の活動内容が主となっているが、多くの世代による地域活動の活性化を図るためには、子どもや高齢者、スポーツなど、他の活動の参加を促す必要がある。また、活動内容においても、世代間が交流できる活動、家族と一緒に参加できる活動など、参加しやすい内容を検討することが求められている。
- ・ 地域活動やボランティア活動参加への関心を活動につなげるため、参加しやすい環境を整備するとともに、地域のニーズに合った活動内容を展開する必要がある。また、ボランティア活動においては、地域のボランティアニーズの調整やボランティア活動の促進など、コーディネート機能を強化する必要がある。



(3) 日常生活上の悩みや不安

日常生活上の悩みや不安について、年代が上がるほど「自分や家族の健康のこと」「自分や家族の老後のこと」「介護に関すること」「災害時の備えに関すること」の割合が増加し、特に、70歳以上の健康に関すること、60歳代の老後のことについては、いずれも6割を超え高くなっています。

また、「子育てに関すること」「経済的な問題」「仕事・進学・就職に関すること」については若年層ほど割合が増加する傾向にあり、特に10～30歳代では、「経済的な問題」が4割を超え高くなっています。

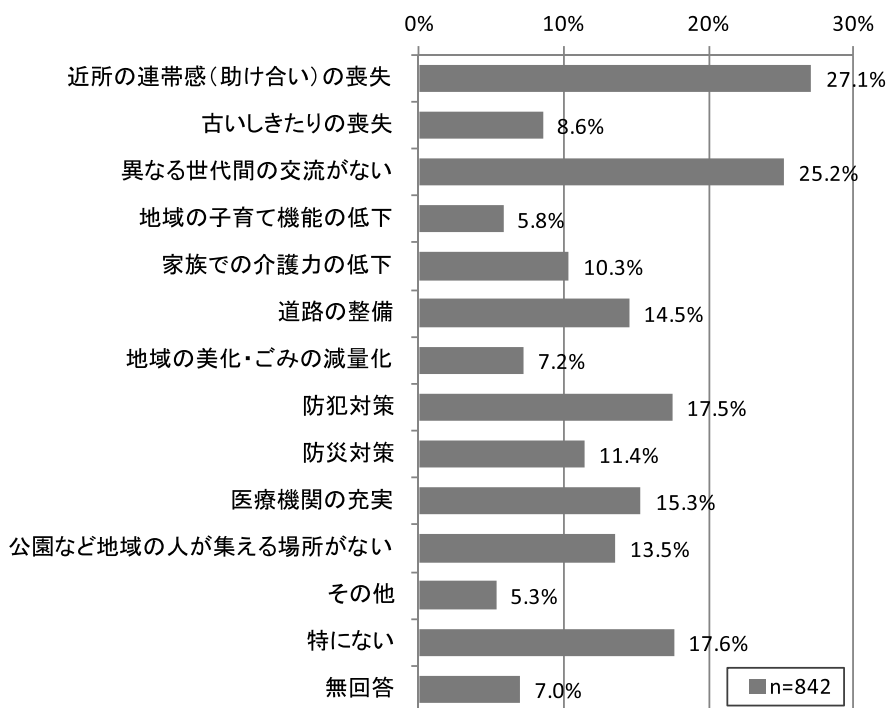


課題

- ・各世代が抱える悩みや不安は多様化・重複化している。
- ・自助機能が弱まっているひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯には、見守りなど日常的な関わりを通じた支援体制の構築が必要である。また、子育て世帯や働き盛り世代などについては、地域の身近な相談体制を整備し、早期発見・早期解決のための地域連携が求められている。

(4) 地域の主な問題・課題

地域の主な問題や課題について、「近所の連帯感（助け合い）の喪失」「異なる世代間の交流がない」を挙げている割合が、それぞれ3割弱とやや高くなっています。また、「家族での介護力の低下」「道路の整備」「防犯対策」「医療機関の充実」「公園など地域の人が集える場所がない」などについても、それぞれ1割台とやや割合は低いものの、問題や課題は多岐にわたっています。

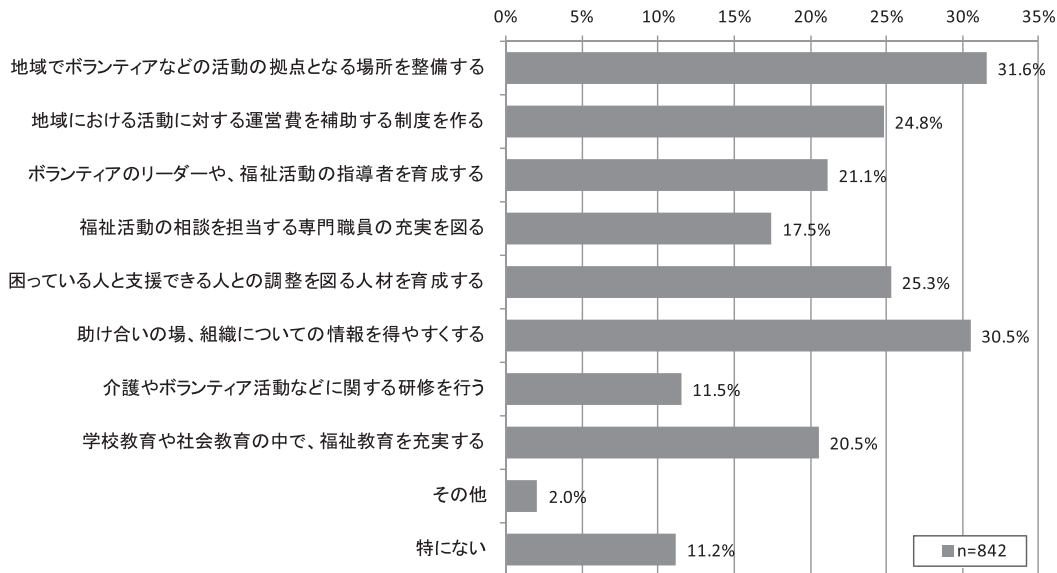


課題

- ・地域の問題・課題は多様化している。
- ・地域住民、関係機関・団体、市社会福祉協議会、市などが、それぞれの地域の問題や課題を共有する場を設け、課題解決のための連携の方法を継続的に検討する必要がある。

(5) 地域の支え合い活動を活性化するために必要なこと

地域の支え合い活動を活性化するために必要なことについては、「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場所を整備する」「助け合いの場、組織についての情報を得やすくする」の割合がいずれも3割を超え比較的高くなっています。



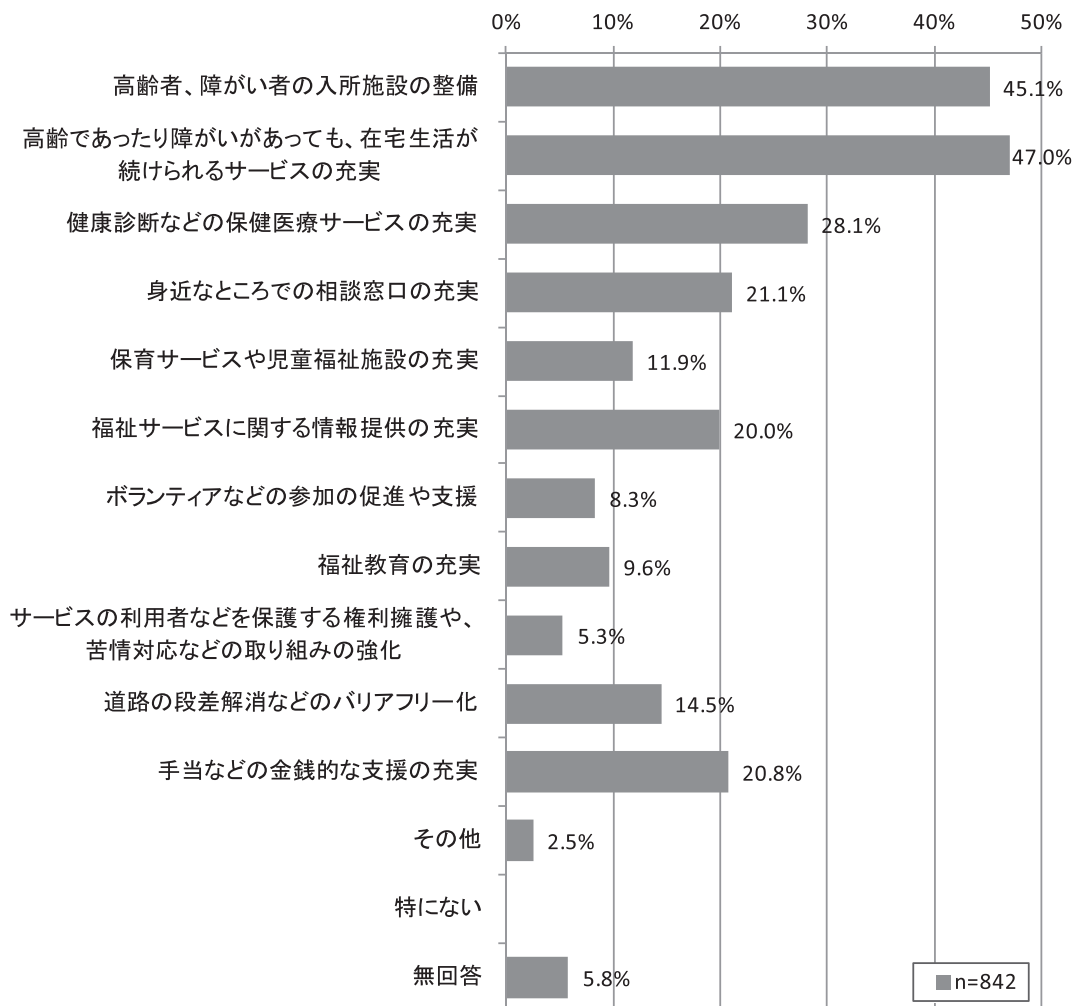
課題

- ・ 地域の支え合い活動を活性化するために、小地域における活動範囲や地域住民それぞれの役割を明確にする必要がある。
- ・ 活動拠点の整備、運営資金補助、人材の育成など、地域住民による自主的な活動を直接支援するための方策の充実が求められている。



(6) 今後市が取り組む施策として重要と考えること

今後市が取り組む施策として重要と考えることについては、「高齢者、障がい者の入所施設の整備」「高齢であつたり障がいがあつても、在宅生活が続けられるサービスの充実」の割合がいずれも4割を超え高くなっています。



第3章 地域福祉推進の基本的方向性



1 基本理念

栃木市総合計画では、基本構想の将来都市像を「“自然”“歴史”“文化”が息づき“みんな”が笑顔のあったか栃木市」としています。また、市の将来都市像を実現するための7つのまちづくりの基本方針のひとつに、「基本方針Ⅶ 共に考え共に築き上げるまちづくり」を掲げ、地域の特性に応じた市民によるまちづくり、市民活動や地域活動を支える市民団体・コミュニティ組織への支援、市民一人ひとりがお互いを認め合う環境の形成などを図るための取り組みを進めています。

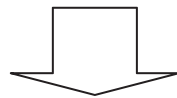
この計画においても、栃木市総合計画との整合を図り、共通の理念のもと、市民協働による地域福祉社会づくり（互助・共助の社会づくり）を進めるため、基本理念を設定します。

栃木市総合計画（将来都市像）

“自然”“歴史”“文化”が息づき“みんな”が笑顔のあったか栃木市

基本方針Ⅶ 共に考え共に築き上げるまちづくり

地方分権の進展に対応した自立したまちづくりに向け、一体感のある栃木市の創出を念頭に、適正な行財政運営の推進、地域の特性に応じた市民によるまちづくり、市民活動や地域活動を支える市民団体・コミュニティ組織への支援、市民一人ひとりがお互いを認め合う環境の形成などを図ることにより、市民と行政が共に考え共に築いていくまちづくりを進めます。



栃木市 地域福祉計画・地域福祉活動計画（共通の基本理念）

**ささえあう ぬくもりあるまち
あったかとちぎ**

2 基本目標

地域の現状や地域福祉がめざす方向性の具体化として、3つの基本目標を設定します。

地域の現状

- アンケート調査結果から、少子化や核家族化、個人のライフスタイルの多様化などにより地域関係の希薄化が進行していることがうかがえます。一方で、自治会活動などの地域活動へ積極的に参加している市民も少なくなく、今後様々な分野における活動機会の拡大が望まれています。
- 他方、私たちが暮らす地域社会には、誰もが当事者となる可能性がある生活課題が増加しています。

- ・制度の狭間にある問題
- ・多様なニーズについて、すべてを公的な福祉サービスでは対応できない
- ・複合的な多重生活課題に対し、総合的な公的サービスの提供が難しい
- ・社会的な支援を必要とする人が排除される問題
- ・ひきこもりやサービス利用拒否の問題 など

- 少子高齢化や核家族化などの進行とともに、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、子育てにおいて孤立している世帯なども増加し、自らの力、家庭内の力で生活課題が解決できない家庭も増加しています。
- 地域社会における人間関係の希薄化とともに、様々な理由により地域に目を向ける余裕がないなど、地域を取り巻く環境は変化しています。

地域福祉がめざす姿 — 地域における「新たな支え合い(互助・共助)」の仕組み —

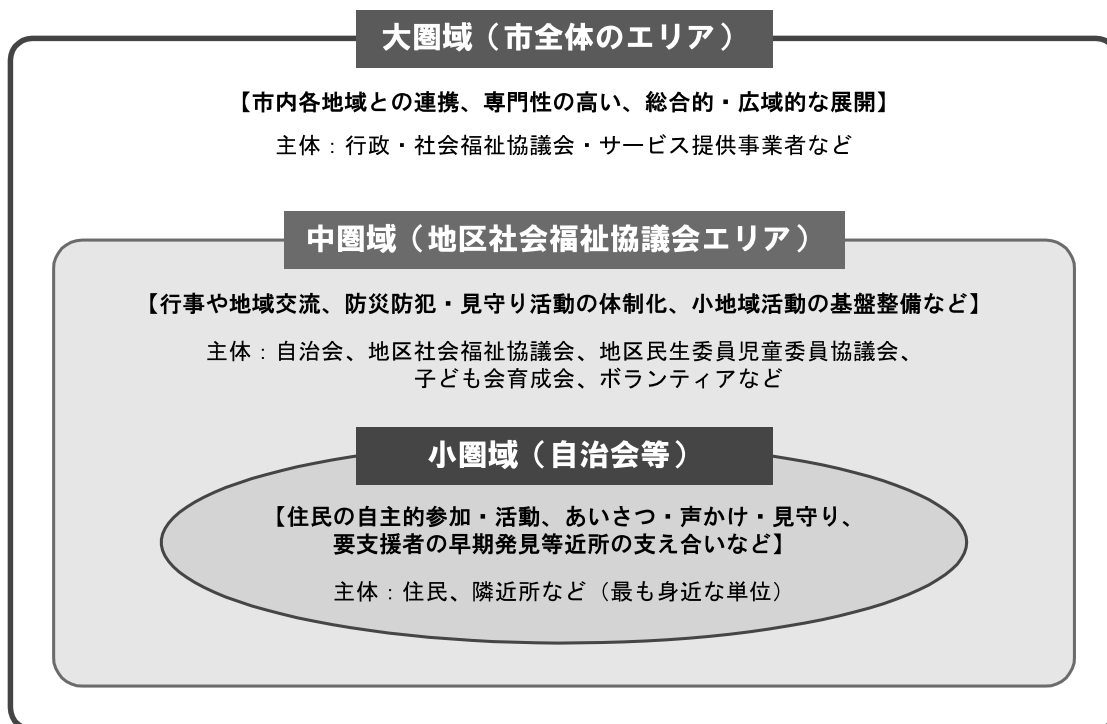
本市及び市社会福祉協議会は、市民が抱える自助では対応できない様々な生活課題を、公的な福祉サービスで対応することを基本としつつ、公的サービスだけでは解決できない問題に対しては、地域住民や関係機関・団体、社会福祉事業者、行政など多様な主体が連携して解決する新たな支え合いの仕組みづくりを進めます。

- 基本目標 1 福祉の心の育みと地域の担い手づくり**
- 基本目標 2 みんなで支え合う福祉の輪づくり**
- 基本目標 3 だれもが安心して暮らせる地域づくり**

3 地域福祉圏域の設定

地域福祉を効果的に推進するためには、専門性の高い総合的・広域的な福祉サービスの提供体制から、自治会などの住民によるあいさつ・声かけ・見守り活動等まで、市全体の大きな圏域から、隣近所といった小さな圏域まで、それぞれの圏域に応じた重層的な推進体制を整備することが必要です。

このため、この計画を推進するにあたっては、3つの圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能や役割、体制を整備していくこととします。



■自助、互助・共助、公助とは

自 助

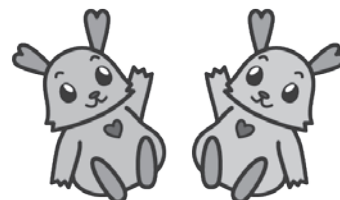
日頃身の回りで起こる問題に対して、解決に向け、まず自分自身や家庭で努力すること。

互 助・共 助

自分自身や家庭内で解決できない問題に対して、親戚・ボランティア・ご近所など、地域で助け合うこと。

公 助

地域で解決できない問題に対する、行政や公的機関による制度やサービスによる支援。



4 計画の体系

基本理念

ささえあう めくもりあるまち あったかとちぎ

基本目標1 福祉の心の育みと地域の担い手づくり

【基本方針】

I 福祉の心を育もう

- ①地域福祉への理解と関心を高める啓発推進
- ②福祉教育・福祉学習の推進

II 地域の活動に参加しよう

- ①市民同士の活動の促進

III 地域を担い、福祉を支える人を育てよう

- ①地域福祉を担う人材の育成
- ②地域福祉活動のキーパーソンの育成

基本目標2 みんなで支え合う福祉の輪づくり

【基本方針】

I あいさつがあふれるまちにしよう

- ①声かけあいさつ運動の推進

II 地域、関係団体、行政の輪をつくろう

- ①地域福祉ネットワークの強化
- ②地域における情報共有の促進

III わかりやすい情報発信と一人ひとりに寄り添う相談体制を充実しよう

- ①情報提供の充実
- ②相談体制の充実

IV 地域に必要な基盤と福祉活動を充実しよう

- ①地域福祉活動拠点や市民同士の交流拠点の充実
- ②市社会福祉協議会の基盤強化

基本目標3 だれもが安心して暮らせる地域づくり

【基本方針】

I 支援が必要な方を支える福祉サービスを充実しよう

- ①福祉サービスの推進
- ②早期発見・早期支援の仕組みづくり
- ③専門性の高い課題への対応強化

II いざという時、助け合えるしくみをつくろう

- ①災害時支援体制の強化
- ②災害時見守り活動の推進

III お互いに思いやり、認めあえるまちをつくろう

- ①権利擁護事業の推進
- ②虐待、DV等防止対策の地域連携の強化
- ③男女共同参画の推進

IV 住みやすい生活環境をつくろう

- ①外出支援の充実
- ②安心・安全なまちづくりの推進

第4章 地域福祉施策、地域福祉活動の展開

基本目標1 福祉の心の育みと地域の担い手づくり

市民が考える課題等

地域懇談会より

地域交流

- ・ひとり暮らしの方を地域の交流活動に参加させることをしたい。
- ・地域の人たちともっと交流したい。若い人たちの顔がわからない。
- ・地域の大人（お年寄りも）と子どもたちが気軽に交流できるようにしたい。

ボランティア

- ・話し合い訪問など、ひとり暮らし高齢者に対するボランティアをしたい。
- ・少しでもいろいろな場所に出向き、ボランティアを続けたい。
- ・自治会内で、災害時や日常の見守りのボランティア組織を立ち上げたい。
- ・ボランティア組織を立ち上げるには、行政などの支援が必要。

支援が必要な人への理解

- ・認知症の方への理解が必要。理解を深めた上での必要な支援をする。
- ・障がいのある方への理解がない。もっと理解を深めて地域に出ていけるようにしなければならない。
- ・発達障がいや精神障がいについて、地域の方に理解してもらえそうな講座をやりたい。

基本方針1 福祉の心を育もう

現 状

- 地域には、子育て家庭、ひとり暮らし高齢者、障がいのある人、外国人など、様々な人が生活している中、お互いの理解と交流は十分に進んでいません。このため、すべての市民に対して、年齢の違いや障がいの有無に関わらず、お互いを認め合い、尊重しながら支え合う意識を十分に浸透させることが必要です。
- また、福祉の心は、交流活動などを通じ福祉を必要とする当事者とふれあい、生活感覚などを理解し育てることが必要です。このため、子どもをはじめ福祉の心を育てるためには、地域での豊かな体験が不可欠となっています。

施策と活動の方向性

① 地域福祉への理解と関心を高める啓発推進

行政の取組み

- 地域福祉活動の必要性や活動事例を、市のホームページや広報紙などを通じて広く周知し、助け合い・支え合う福祉活動への理解を促進します。
- 地域福祉に関する講座、イベントなどを開催し、地域福祉の考え方を周知します。

主な具体的事業・取組み

- ◇ホームページや広報紙への掲載
- ◇とちぎ協働まつり等での啓発
- ◇市職員出前講座の活用

市社会福祉協議会の活動

【地域福祉の普及啓発と理解促進】

- 市社会福祉協議会が発信する広報や交流事業などを通じ、地域福祉活動の必要性などを広く啓発し、普及と理解促進を図ります。

具体的事業

- 広報の有効活用(社協だより、ホームページ、フェイスブック、マスコットキャラクター)
- 福祉功労者等表彰式
- ふれあい交流事業

重点事業・新規事業

(目的)子ども、高齢者及び障がいのある方もない方も一緒に交流することで、地域に住む人々が互いの理解を深め、助け合いの気持ちを育みます。また、障がいの理解及び社会参加を促進します。

- ふれあい交流事業【重点】

市民にお願いすること

- 市や市社会福祉協議会が発行・発信する福祉情報に関心を持ち、目を通しましょう。
- 地区で実施される地域活動や市、市社会福祉協議会が企画する地域福祉に関するイベントなどに積極的に参加しましょう。
- 地域福祉活動者は、地域住民に対し活動の状況をわかりやすく伝え、幅の広い市民に対して実践の機会を提供しましょう。

② 福祉教育・福祉学習の推進

行政の取組み

- 家庭、学校、関係機関・団体、市社会福祉協議会などと連携し、幼少期からの“福祉の心”を醸成するため、高齢者や障がいのある人、幼児などとの交流事業や福祉に関する体験学習を実施します。
- 子育てや介護、障がいのある人など支援が必要な人の実態や具体的な支援方法などについての学習機会を提供し、市民主体の福祉活動へとつなげます。

主な具体的事業・取組み

- ◇ホームページや広報紙への掲載(再掲)
- ◇福祉に関する教育、生涯学習の推進
- ◇市職員出前講座の活用(再掲)

市社会福祉協議会の活動

【福祉教育・学習の推進】

- 地域や学校など教育関係者と連携を深めた福祉教育を実施します。
- 福祉教育を実際の活動に結びつけるための活動を充実します。

具体的事業

- 小中学校など福祉授業への講師派遣や体験活動の受入れ
- 児童、生徒のための福祉講座
- 福祉体験機器等の貸出
- 先生のための福祉講座

重点事業・新規事業

(目的)市社会福祉協議会と学校が連携を図り、相互の意思を取り入れた充実したプログラムを作成することで「福祉の心」を育みます。

- 先生と共に創る福祉教育プログラム【新規】

<新規事業 年次計画>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討・準備	⇒	⇒	実施	⇒	⇒

市民にお願いすること

- 家庭をはじめ、隣近所など身近な地域において福祉について話し合しましょう。
- 子どもから高齢者まで、福祉への関心を持ち、福祉について学びましょう。
- 子育て支援事業や高齢者福祉事業などの地域における福祉事業に参加し、そこで行われる内容を広め、福祉教育や学習の推進に協力しましょう。

基本方針II 地域の活動に参加しよう

現 状

- 隣近所と顔を合わせる機会の減少により、近所付き合いの希薄化が進んでいます。
- 地域社会における人間関係の希薄化とともに、個人のライフスタイルの多様化など様々な理由により地域に目を向ける、あるいは地域活動に参加する余裕がないなど地域を取り巻く環境は変化しています。
- 自治会活動などは、身近な市民同士がふれあうことのできる重要な機会です。こうした機会を通じ、地域の身近な生活課題に気づき、話し合い、お互いを支え合える関係づくりを進めることが求められています。
- アンケート調査から、地域活動やボランティアへの参加意向は高く、団塊の世代など退職者の能力を活用した活動機会を拡大するとともに、多様なボランティア活動や地域福祉活動への参加を促すことが必要です。

施策と活動の方向性

① 市民同士の活動の促進

行政の取組み

【交流活動の促進】

- ボランティア、NPO 法人、市民活動を支援し、サロン活動やサークル活動など、交流機会を充実するとともに、市民同士の身近な情報交換や相談の場としての機能づくりを進めます。
- 子育て支援、健康づくり、介護予防などを通じた、身近な地域における市民活動の活性化を図ります。
- 様々な世代が参加できる活発な地域交流活動を促すため、各種地域行事への支援を充実します。

【地域福祉活動の促進】

- 行政との協働による市民主体の地域福祉活動を活性化するための支援を充実します。

主な具体的事業・取組み

- ◇自治会活動への支援
- ◇老人クラブ活動への支援
- ◇はつらつセンター事業の充実
- ◇福祉を通じた交流活動の充実
- ◇市民活動推進センターからの充実
- ◇市民活動推進事業“とちぎ夢ファーレ”の推進
- ◇地域版プラットフォーム事業の推進

市社会福祉協議会の活動

【 i 市民活動への支援】

○市民活動を積極的に行うことができるよう支援を行います。

具体的事業

- 福祉団体やボランティア団体の活動への補助や事業への協力
- 福祉団体等の運営支援
- マイクロバス貸出

【 ii 地域活動の機会の提供】

○福祉まつり、スポーツ大会、世代間交流など地域活動の機会の提供を充実します。

具体的事業

- 福祉まつり等の開催
- ふれあい交流事業(再掲)
- 世代間交流事業の推進

【 iii 当事者同士の交流機会の充実】

○当事者同士のふれあいや福祉団体間の交流、情報共有を深めるための交流事業を充実します。

具体的事業

- 各当事者団体スポーツ大会への協力
- 各当事者団体交流事業の開催、協力

【 iv 高齢者の自立と社会参加への支援】

○高齢者の自立と社会参加を促進するための事業を充実します。

具体的事業

- ひとり暮らし高齢者などの会食会への支援
- 高齢者世帯などの訪問活動への支援

重点事業・新規事業

(目的)近所付き合いの希薄化を防止することで、円滑な人間関係を形成します。

- 地域住民及び関係機関との連携強化(地域ニーズ把握)【重点】

市民にお願いすること

- 自治会などの活動に協力し、積極的に参加しましょう。
- 身近な地域で住民同士が気軽に集まれる機会をつくりましょう。
- 誰もが参加しやすい魅力ある活動内容を多くの住民で話し合しましょう。

基本方針Ⅲ 地域を担い、福祉を支える人を育てよう

現 状

- 市民の生活課題は多様化、複雑化し、個人や家庭の力だけでは解決できないことが多く、身近な地域での支え合いや助け合いが必要になっています。このため、地域の福祉課題のニーズに即した人材の育成が必要です。
- 地域では、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどが連携し、地域福祉活動の担い手となっています。一方、核家族化の進行、共働き世帯の増加などの地域状況の変化により、特に若い世代など幅広い年齢層の担い手が確保できない状況にあります。

施策と活動の方向性

① 地域福祉を担う人材の育成

行政の取組み

【民生委員・児童委員活動への支援】

- 地域におけるきめ細かな福祉活動を推進するために、民生委員児童委員協議会への支援を強化します。
- 民生委員・児童委員活動の資質の向上を図るため、各種研修会を充実します。
- 見守り活動など、民生委員・児童委員活動に必要な個人情報の提供や地域関係者との情報の共有化を図ります。
- 民生委員・児童委員の認知度向上に力を入れ、地域ぐるみの福祉活動を活性化します。

【ボランティア活動者の拡大】

- 市民活動推進センターくらら、市社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携体制を強化し、ボランティア、NPO 法人、市民活動の活性化を図るとともに、市社会福祉協議会との協働によるボランティアニーズなどの情報を積極的に発信し、担い手の拡大を強化します。

【多様な人材の育成】

- 地域の関係者や市社会福祉協議会との連携を強化し、これからの地域福祉に必要な多様な人材を育成します。
- 複雑多様化する生活課題の早期発見・早期支援につなげるため、多重課題に対応できる相談員を育成します。

主な具体的事業・取組み

- ◇相談員研修の充実
- ◇地域に必要な相談員の把握
- ◇市民活動推進センターくららの充実(再掲)
- ◇市民活動推進事業“とちぎ夢ファーレ”の推進(再掲)
- ◇地域版プラットフォーム事業の推進(再掲)
- ◇地域のコーディネーターの養成

市社会福祉協議会の活動

【i ボランティアの養成・育成支援】

- ボランティア活動のきっかけ作りとしての各種養成講座を実施します。
- 各種養成講座受講者をボランティア活動の担い手として結び付けるために、受講後のフォローアップ体制を強化します。
- 多くの市民が参加しやすいような受講環境を検討します。

具体的事業

- 各種ボランティア養成講座(手話、点訳、傾聴、ボランティア入門、シニアボランティア等)
- 各種養成講座終了後のボランティア団体紹介や活動紹介
- ボランティア団体への支援

【ii 福祉関係講演会の開催】

- 福祉関係の講演会や講座を開催することにより、市民の福祉意識の向上を図るとともに、地域福祉活動の担い手としての参加や意欲を高めます。

具体的事業

- 介護(人権)講演会の開催
- 栃木市民講座の開催(認知症の理解)

【iii 社会福祉専門職の育成】

- 将来、社会福祉の専門職として活躍する人材育成のため大学生等の実習生を受け入れます。

具体的事業

- 大学生等の実習生の受入れ

重点事業・新規事業

- (目的)大学生等の実習生を積極的に受け入れ、将来の専門職を育成します。
- 大学生等の実習生の受入れ体制の充実【重点】

市民にお願いすること

- 自らが地域福祉活動の担い手であることを認識しましょう。
- 自分の知識や経験を福祉活動やボランティア活動に活かしましょう。
- 幅広い世代から担い手を育成しましょう。

② 地域福祉活動のキーパーソンの育成

行政の取組み

【市民主体の活動を担うリーダーの育成】

○見守り活動や地域福祉を担う人材を、市社会福祉協議会との連携により育成します。

主な具体的事業・取組み

- ◇民生委員・児童委員活動への支援
- ◇高齢者ふれあい相談員活動への支援

市社会福祉協議会の活動

○地域単位で、地域ニーズの把握や生活課題の早期発見・早期対応(支援へのつなぎ)が行える核となる市民を育成します。

重点事業・新規事業

(目的)生活困窮者やひきこもりなど深刻な生活課題の解決や孤立防止などに対応するため、身近な地域における支援員を確保します。

生活課題に対応できる地域人材の育成【新規】

<新規事業 年次計画>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討・準備	⇒	研修・育成	⇒	⇒	⇒

市民にお願いすること

- 自分の知識や経験を福祉活動に活かしましょう。
- 地区社会福祉協議会活動を活性化し、市社会福祉協議会との連携を図りましょう。
- 地域に必要なキーパーソンを育成しましょう。

基本目標2 みんなで支え合う福祉の輪づくり

市民が考える課題等

地域懇談会より

地域特性

- ・地域の特性を理解していけばコミュニケーションを図ることができると思う。
- ・地域のニーズをよく把握しその具体策のPRをしてほしい。

地域交流拠点

- ・自治会公民館を活かして、高齢者の集う場所をつくる。自治会中心でサロンを運営する。
- ・高齢者も大切だが、子どもたちの遊び場など、子育てしやすい場所づくりが大事。
- ・放置空き家を再生し、交流の拠点としてはどうか。
- ・誰もが利用しやすいよう、公民館のトイレの改修（洋式化）が必要。

個人情報

- ・個人の生活や情報を守ることは大切なことではあるが、もう少し緩やかな解釈をすべきである。
- ・個人情報保護法の壁があり情報が流れにくい地域の中ではあるが、連携して支援が必要な人などの情報を把握することが必要。



基本方針 | あいさつがあふれるまちにしよう

現 状

○声かけ・あいさつ運動を通じ、身近な地域住民同士のつながりや心のふれあいを大切にすることが必要です。また、これにより支援が必要な人への見守りや子どもたちの安全を確保することが求められています。

施策と活動の方向性

① 声かけあいさつ運動の推進

行政の取組み

- 学校や関係機関・団体、市社会福祉協議会などと連携し、市域全体の「声かけあいさつ運動」を推進します。
- 「声かけあいさつ運動」を通じた、見守り・防犯活動の強化、地域コミュニケーションの向上を図ります。

主な具体的事業・取組み

- ◇声かけあいさつ運動の推進
- ◇見守り活動の促進
- ◇防犯活動の促進

市社会福祉協議会の活動

【声かけあいさつ運動の推進】

○市や関係機関・団体などと連携し、市域全体の「声かけ・あいさつ運動」を推進します。

重点事業・新規事業

(目的)家庭、地域であいさつを交わすことにより、顔と顔の見える地域をつくります。

□市や関係団体などと連携し、「声かけあいさつ運動」の推進【重点】

市民にお願いすること

○家庭内、地域など場所を問わず、声かけあいさつを積極的に行いましょう。

基本方針II 地域、関係団体、行政の輪をつくろう

現 状

- 核家族化の進行により、地域で孤立しがちな子育て世帯、高齢者世帯が増加する中、支援が必要な人の情報が把握しにくくなっています。
- 地域では多重生活課題を抱えている人や継続的な支援が必要な人が増加しているため、地域、関係機関と連携した支援体制の確立が急務となっています。また、これらの課題に対応するためには、高齢者、障がい者、児童などの各分野の横断的な支援を展開するとともに、専門機関や地域の各種相談員・見守り員などをつなぐコーディネート機能を強化する必要があります。

施策と活動の方向性

① 地域福祉ネットワークの強化

行政の取組み

【地域福祉総合推進体制 ※の構築】

- 制度の狭間や多重生活課題への早期発見・早期対応に向け、市社会福祉協議会や地域との連携により、既存の福祉制度では対応困難な課題解決に取り組む体制づくりを進めます。

【コーディネート機能強化】

- 市社会福祉協議会、専門機関、民生委員・児童委員、各種相談員などと連携を強化し、地域において継続的な支援が必要な方を総合的に支援するためのコーディネート機能を強化します。

【地域関係者間の連携強化】

- 自治会、民生委員・児童委員、高齢者ふれあい相談員、市社会福祉協議会など、身近な地域における活動者同士の連携を強化するため、地区社会福祉協議会活動のための支援を強化します。

主な具体的事業・取組み

- ◇地域福祉総合推進体制の構築
- ◇地区社会福祉協議会活動のための支援強化

※地域福祉総合推進体制：各地域の担い手の方をはじめ、市および市社会福祉協議会や各関係機関が連携を図り、地域の課題を探して解決していくシステム。

市社会福祉協議会の活動

【i 地域福祉総合推進体制の構築】

○制度の狭間や多重生活課題への早期発見・早期対応に向け、市や地域との連携により、既存の福祉制度では対応困難な課題解決に取り組む体制づくりを進めます。

【ii 地域福祉活動者や事業者との連携の強化】

○地域の実情に即したきめ細かな地域福祉活動が推進できるよう、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどとの連携を強化します。

○ボランティアニーズの把握などを行うため、福祉サービス事業者との連携を強化します。

重点事業・新規事業

(目的)小地域との連携、課題解決のための体制づくり、市社会福祉協議会内組織体制の強化

- 市、関係団体などの情報交換会の開催【重点】
- 地域福祉総合推進体制の構築に向けた準備・検討【新規】

<新規事業 年次計画>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討・準備 (人材育成)	⇒	⇒	⇒	モデル事業 実施	⇒

市民にお願いすること

- 声かけあいさつ、配布物の手渡しなどを行い、身近な住民同士のつながりを深めましょう。
- 隣近所の自主的な見守り活動を、市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動を担う組織化した活動へつなげましょう。
- 関係機関・団体、市、市社会福祉協議会との連携を図りましょう。

② 地域における情報共有の促進

行政の取組み

【地域の自主性を尊重した情報共有体制の充実】

- 見守り活動や要支援者への支援など地域福祉活動に必要な情報を、個人情報に関する法制度に基づきながら、自治会、民生委員・児童委員など関係者へ提供します。
- 地域福祉活動を円滑に進めるため、個人情報の取扱いに関する相談体制を充実します。
- 自治会、民生委員・児童委員、高齢者ふれあい相談員、市社会福祉協議会など、身近な地域における活動者同士の情報共有を進めるため、地区社会福祉協議会活動を支援するとともに、市や関係機関との意見交換会を開催します。

主な具体的事業・取組み

- ◇地区社会福祉協議会活動のための支援強化(再掲)
- ◇地区社会福祉協議会との意見交換会の開催

市社会福祉協議会の活動

【i 地区懇談会の開催】

- 地域におけるニーズの把握、生活福祉課題の明確化を進めるとともに、地域住民同士の情報共有を促進するため、地区懇談会を開催します。
- 地区社会福祉協議会を強化し、各地域の実情に応じたニーズを把握・共有するとともに、小地域での福祉活動の活性化を促します。

【ii 地区社会福祉協議会の活動基盤の整備】

- 地区社会福祉協議会の活動基盤の整備を推進します。
- 地区社会福祉協議会活動計画の策定を支援します。

具体的事業

- 地区社会福祉協議会会長会議の開催
- 地区社会福祉協議会役員研修会の開催

重点事業・新規事業

(目的)各地域の情報や地域課題を明確にし共有することで、市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会との連携の強化を図ります。

- 地区社会福祉協議会の連携強化、支援【重点】
- 地区懇談会の開催【新規】

<新規事業 年次計画>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討・準備	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

市民にお願いすること

- 地域における個人情報の取扱いについて、正しい知識を身に付けましょう。
- 自治会や地区社会福祉協議会単位で、市や市社会福祉協議会と連携を図りながら、地域の生活課題に対する解決方法等を話し合しましょう。



基本方針Ⅲ わかりやすい情報発信と一人ひとりに寄り添う相談体制を充実しよう

現 状

- 地域の潜在化したニーズや生活課題を発見するためには、民生委員・児童委員などの従来からの調査に加え、自治会など身近な地域における支援が必要な人の把握及び関係者間の情報共有が必要です。また、地域で発見された生活課題を解決につなげていくためには、その情報共有をもとにきれ目のない支援を展開することが必要です。
- 地域で支援を必要としている人を早期に発見し、適切な支援に結び付けることができるよう、多様な人材を活用した身近な地域における相談・連絡体制の確立が必要です。
- 困ったときに適切に相談できるよう、各種相談窓口の周知を強化する必要があります。また、多様な生活課題への相談に対応できるよう、柔軟な相談窓口の充実を図るとともに、相談員の資質向上が必要です。

施策と活動の方向性

① 情報提供の充実

行政の取組み

- 福祉サービスを必要としている人が、必要なサービス内容やサービス提供事業者などの情報が得られるよう、広報紙やパンフレット、ホームページなどの情報媒体を活用し、利用する側に立った効果的な情報を発信・公開します。
- 地域福祉活動者が市の社会資源を有効活用できるよう、関係機関・団体、サービス提供事業者などと連携した情報提供を充実します。
- 地域福祉活動の状況やボランティアニーズの発信など、市社会福祉協議会と連携した情報提供を強化します。

主な具体的事業・取組み

- ◇福祉サービスの内容、利用方法などに関する情報の提供
- ◇福祉サービス提供事業者に関する情報の提供
- ◇地域福祉活動に活用できる社会資源情報の提供
- ◇市民活動推進センターくらとボランティアセンターが連携した情報提供の充実
- ◇地域福祉活動に必要な情報のニーズの把握

市社会福祉協議会の活動

【情報提供の充実】

- 市社会福祉協議会が実施する事業の周知や各種福祉情報の認知度を向上させるため、「社協だより」を充実します。また、市民に親しみやすい紙面づくりに努めます。
- 自治会などを通じ、市社会福祉協議会の事業内容を説明するなど、身近な地域での情報提供を充実します。

具体的事業

□広報の有効活用(社協だより、ホームページ、フェイスブック、マスコットキャラクター)(再掲)

重点事業・新規事業

(目的)積極的な情報の提供を行うことで、住民の福祉活動の意識向上や市社会福祉協議会への理解を深めます。

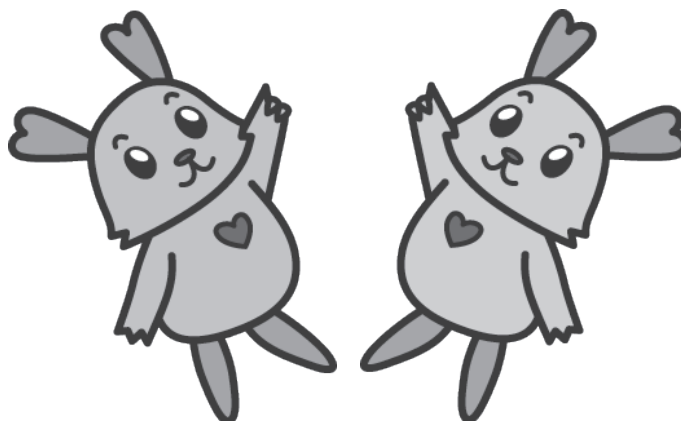
- 情報発信の強化【重点】
- 社協福祉サービスガイドブックの発行【新規】

<新規事業 年次計画>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討・準備	⇒	発行	⇒	⇒	⇒

市民にお願いすること

- 市や市社会福祉協議会が発行・発信する福祉情報に関心を持ち、目を通しましょう。
- 地元で実施する地域活動などの情報を広く周知しましょう。



② 相談体制の充実

行政の取組み

【相談体制の周知強化】

○民生委員・児童委員など地域における身近な相談員から専門的な相談窓口までの周知を強化し、早期に適切に相談できる体制づくりを進めます。

【身近な相談体制の充実】

○民生委員・児童委員などの地域の相談員と連携し、身近な相談体制を強化します。

【相談機関の連携機能強化】

○複雑多様化した生活課題に対応するため、コミュニティソーシャルワーカー※の設置に向け検討を行うなど、児童、高齢者、障がい者等の保健・福祉相談機能の横断的な充実を図ります。

【相談員の専門性の向上】

○相談員の資質の向上を図るため、各種研修やケース会議を充実します。

主な具体的事業・取組み

- ◇相談体制・相談員の周知
- ◇家庭児童相談室、地域子育て支援センター、こどもサポートセンター、地域包括支援センター、障がい児者相談支援センターの機能と連携の強化

市社会福祉協議会の活動

【相談事業の充実】

○多様化している相談に対応できるように、相談員や日常生活自立支援事業の専門員及び生活支援員などの資質の向上を図り、相談対応を充実します。

○民生委員・児童委員などと連携し、地域の新たな人材を活用した身近な相談員の育成に努めます。

○コミュニティソーシャルワーカーの設置や、地域単位での相談体制の構築を検討します。

○ボランティアコーディネーター※の資質向上を図り、ボランティアセンターの機能を強化します。

具体的事業

- 日常生活自立支援事業(あすてらすとちぎ)
- ボランティアセンターの運営(ボランティア相談・調整)
- 心配ごと相談
- 法律相談
- こども発達相談
- 生活困窮者自立促進支援事業

重点事業・新規事業

(目的)さまざまな福祉課題に対する体制をつくり課題解決に努めます。

- 身近な地域で相談できる体制整備【重点】
- ボランティアセンターの強化【重点】

市民にお願いすること

- ひとりで悩まず、早期に相談しましょう。
- 困っている人を見かけたら相談にのり、関係機関につなげましょう。
- 相談窓口や民生委員・児童委員などの相談員の情報を把握し、地域に広めましょう。



※コミュニティソーシャルワーカー：支援を必要とする高齢者、障がい者、子育て中の保護者などに対し相談援助活動を行い、必要に応じてサービスや専門機関へのつなぎをする役割を担う人材のこと。

※ボランティアコーディネーター：ボランティア活動をしたい人とボランティアを求めている人を結びつけたり、ボランティア活動者の相談に応じたりする役割を担う人材のこと。

基本方針Ⅳ 地域に必要な基盤と福祉活動を充実しよう

現 状

- 地域住民が互いに助け合い、支え合える関係を築くためには、子どもから高齢者まで多様な世代が気軽に集える機会やふれあいながら活動できる場づくりが必要です。また、社会的に孤立している高齢者や子育て家庭などの不安解消を図るため、身近な相談や情報交換ができる交流の場が必要です。
- 地域住民の発想のもと多様な地域福祉活動が展開しやすいよう、活動に必要な環境・基盤を整備することが求められています。
- 地域のきめ細かなニーズに対応する市社会福祉協議会の認知度を高める必要があります。

施策と活動の方向性

① 地域福祉活動拠点や市民同士の交流拠点の充実

行政の取組み

【地域福祉活動拠点の整備】

- 地域福祉活動の拠点としての役割を果たす公民館等の機能について検討し、活動の場としての環境整備を推進します。

【交流拠点の充実】

- 子育て家庭や高齢者など、誰もが身近な地域で気軽に交流活動ができるよう、既存施設等の有効利用を検討し、拠点づくりの充実に努めます。

主な具体的事業・取組み

- ◇地域福祉活動拠点の検討と整備推進
- ◇空き家・空き店舗などの有効活用の検討
- ◇はつらつセンター事業の充実(再掲)
- ◇公民館、老人福祉センター、地域子育て支援センター、児童館の機能の充実



市社会福祉協議会の活動

【i サロン事業の実施】

○住民同士の自由な発想のもと気軽に集える地域の交流の場であるサロン活動への支援を充実します。

具体的事業

- いきがいサロンへの支援・充実
- 子育てサロンへの支援・充実
- 障がい子育てサロン

【ii ボランティア活動支援の充実】

○ボランティア団体を支援します。

○ボランティア活動の普及推進を図るために、ボランティア活動を行なおうとする個人及び団体の登録を促進します。

○ボランティア活動保険制度を周知し、安心してボランティア活動を行えるよう支援します。

○幅広い分野で行われているボランティア活動を普及、活性化するために、ボランティアセンターの認知度を高めるとともに機能を強化します。

具体的事業

- ボランティア相談登録調整等
- ボランティア保険への加入促進
- 災害ボランティア活動者へのボランティア活動保険料助成

【iii 世代間交流事業】

○世代を超えた地域の交流活動への支援を充実します。

具体的事業

- 世代間交流事業(再掲)

【iv ボランティア活動の推進】

○市民のニーズに合ったボランティア活動を推進します。

具体的事業

- 収集ボランティア回収運動
- 各種ボランティア養成講座(再掲)

【v 指定管理施設の運営】

○指定管理施設の適切な運営、サービス水準の確保に努め地域福祉活動の拠点づくりに努めます。

具体的事業

- 老人福祉センターの指定管理・運営
- 児童館の指定管理・運営
- 大平地域福祉センターの指定管理・運営
- 大平高齢者デイサービスセンターまゆみの指定管理・運営
- 西方ふれあいプラザの指定管理・運営
- 地域活動支援センターの指定管理・運営

重点事業・新規事業

(目的)身近で参加できる事業の支援を行い、家庭内孤立を防止し、地域の仲間づくりや生きがいづくりを促進します。

- 身近でできるサロン事業への体制づくり、支援【重点】
- 地域福祉活動基盤の整備【重点】

市民にお願いすること

○活動・交流しやすい拠点づくりについて、身近な地域で話し合い、市や市社会福祉協議会に提案しましょう。



② 市社会福祉協議会の基盤強化

行政の取組み

- 生活課題解決のためのきめ細かな福祉活動を展開するために、市社会福祉協議会への支援を強化します。
- 地域包括支援センター、障がい児者相談支援センターなどの行政の専門機関と市社会福祉協議会との連携を強化し、市社会福祉協議会における相談支援機能の強化を図ります。
- 市社会福祉協議会の活動に必要な社会資源等の有効活用に関する情報提供を強化します。
- 市社会福祉協議会職員の資質の向上のための支援を充実します。

主な具体的事業・取組み

- ◇各種福祉サービスの運営委託
- ◇社会資源に関する情報提供の強化
- ◇人材育成の支援強化

市社会福祉協議会の活動

【市社会福祉協議会の基盤強化】

- 市社会福祉協議会の組織・人材・事業を充実し、運営基盤を強化します。
- 地域における民間地域福祉活動やボランティア活動の振興のための安定的な財源を確保するために自主財源の確保に努めます。
- 民間の地域福祉活動の主要な財源を確保するため、各種募金活動への理解と協力が得られるよう啓発活動を強化します。

具体的事業

- 役職員研修の開催
- 会員募集の推進
- 共同募金活動の推進

重点事業・新規事業

(目的)地域福祉を推進する上で中心的な役割を担う市社会福祉協議会の基盤を整備・強化し、活動を活発化します。

- 職員の専門性を高めるための職員研修【重点】
- 自主財源の確保【重点】
- 社協発展強化計画の策定【新規】

<新規事業 年次計画>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討・準備	策定	⇒	実施	⇒	⇒

市民にお願いすること

- 市社会福祉協議会活動への理解を深めましょう。

基本目標3 だれもが安心して暮らせる地域づくり

市民が考える課題等

地域懇談会より

地域による支援

- ・班長が広報紙などを配布しながら見守りをしている地域がある。手渡しは難しいかもしれないがやってみてはどうか。
- ・地域の井戸端会議を推進し、さりげない声かけにつなげる。
- ・話しかけ、声かけは一部の人がするのではなく、多くの人ができるようになればよい。

介護と健康

- ・介護予防の道しるべをもっと充実したものにすべきである。
- ・現在行っている地域包括支援センターの介護予防活動をさらに充実すべきである。
- ・早い段階で今後起こるリスク（介護やひきこもり）に対して手を打つべきである。
- ・認知症の方を介護している家族に対する相談活動をしたい。
- ・高齢者が住み慣れた地域、家で最後まで暮らしたい…という人としてあたり前の望みを叶えるお手伝いをこれからも続けたい。

ひとり暮らし高齢者

- ・回覧板や地域のイベントなどを通じ、高齢者を一人にさせない。
- ・ひとり暮らし高齢者との話し合いをしたい。災害時の対応などもみんなで話し合いたい。

災害などの緊急時の対応

- ・高齢者の緊急連絡マップは、いざという時に役にたった。
- ・自治会の防犯防災組織をつくる。
- ・ひとり暮らし高齢者などのマップを作成する。

若者たちへの対応

- ・ニートと言われる若者たちも本当は働きたいと思っている人が大勢いる。その若者たちが社会に対して積極的に関わっていける機会を増やすべきである。

交通手段・移動支援

- ・ふれあいバスは、どこでも乗れるようにしたらよいと思う。
- ・ふれあいバスの乗車について、乗継ぎや乗換え方法を検討すべき。
- ・ひとり暮らし高齢者などの買い物支援として、地域内の商店が連携し、地域の民生委員やふれあい相談員を通じて出された要望を話し合いシステム化する。

通学路などの環境整備

- ・通学路の安全性を高めてほしい。

基本方針Ⅰ 支援が必要な方を支える福祉サービスを充実しよう

現 状

- 高齢者、障がいのある人、子育て家庭など、支援を必要とする人が住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、地域との連携による保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制の充実が求められています。
- 少子高齢化や核家族化の進行などの社会状況の変化に柔軟に対応するための福祉サービスの充実が求められています。
- 制度による福祉サービスの提供だけでは解決できない生活課題も潜在化しているため、地域の特別なニーズを把握し、個々の生活課題へ対応できる仕組みを構築することが必要です。

施策と活動の方向性

① 福祉サービスの推進

行政の取組み

【子育て支援の充実】

- 市の計画に基づき、地域子育て支援センターの機能強化、学童保育やファミリー・サポート・センターの充実、子育てサロンの支援強化など、地域における子育て支援の充実を図ります。
- 地域との協働により、子育て家庭の孤立化を防止します。
- 地域との連携による青少年健全育成活動の活性化を図ります。

主な具体的事業・取組み

- ◇ファミリー・サポート・センター事業の充実
- ◇地域子育て支援センター機能の強化
- ◇家庭児童相談室機能の強化

【高齢者福祉施策の充実】

- 市の計画に基づき、介護予防ボランティアの育成、サロン活動の充実など、地域における高齢者の生きがいづくりや介護予防事業を推進します。
- ひとり暮らし高齢者など、高齢化や核家族化に対応した、きめ細かな福祉サービスを展開するとともに、地域の包括的な支援サービス提供体制(地域包括ケアシステム※)の構築を推進します。

主な具体的事業・取組み

- ◇はつらつセンター事業の充実(再掲)
- ◇介護予防普及啓発事業
- ◇緊急通報装置貸与事業などの在宅福祉サービスの実施
- ◇介護保険サービスの実施

行政の取組み

【障がい者施策の充実】

○市の計画に基づき、障がい福祉サービスを充実するとともに、地域生活支援事業※の充実を図ります。

主な具体的事業・取組み

- ◇相談支援事業の強化
- ◇発達障がい児に対する支援の充実
- ◇障がい福祉サービスの実施

【健康づくりの推進】

○市の計画に基づき、乳幼児から高齢者まで、地域で健康づくりを支援する保健事業を充実します。

主な具体的事業・取組み

- ◇健康増進計画の推進

【生活困窮者の自立支援】

○生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援策を強化するために、就労その他の自立に関する相談体制を推進します。

主な具体的事業・取組み

- ◇生活困窮者自立支援制度に基づく事業の実施

【福祉サービスの質の向上】

○福祉サービス従事者等の研修を促進し、専門的に携わる関係者の質の向上に取り組みます。

主な具体的事業・取組み

- ◇各種研修制度の情報提供の充実

【苦情解決体制の推進】

○福祉サービス事業者が、利用者からの苦情に対し適切に対応し、利用者の満足度を高めることができるよう、苦情内容などの情報を共有し、苦情解決からサービスの質の向上へとつなげられる体制を整備します。

主な具体的事業・取組み

- ◇福祉サービス苦情解決制度の推進

【市の実情に即した福祉サービスの開発】

○地域住民のニーズや地域の実態を把握し、市社会福祉協議会、サービス提供事業者、関係機関等などの連携により、必要なインフォーマルサービス※の開発に努めます。

【サービス提供事業者への支援】

○福祉サービス事業者等が実施する事業所内研修について助言するなどの適切な支援を行います。

市社会福祉協議会の活動

【i 子育て支援事業の充実】

○地域における子育て支援を推進します。

具体的事業

- 子育てサロン事業の推進(再掲)
- 障がい児子育てサロンの実施(再掲)
- 児童発達支援事業
- 児童館の指定管理・運営(再掲)

【ii 高齢者支援事業の充実】

○高齢者の在宅生活を支援するための事業を推進します。

具体的事業

- 車イス貸出事業
- その他福祉機器等貸出
- 緊急ホームヘルパー派遣事業
- 地域包括支援センター運営協力事業
- 大平高齢者デイサービスセンターまゆみの指定管理・運営(再掲)
- いきがいサロン事業の推進(再掲)
- 車イス移送車貸出事業
- 安心バッグ配布事業
- 介護保険事業
- 障がい者等移送サービス事業
- 老人福祉センターの指定管理・運営(再掲)

【iii 障がい者支援事業の充実】

○障がいのある人の在宅生活を支援するための事業を推進します。

具体的事業

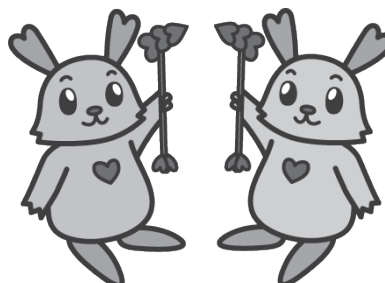
- 点字本宅配サービス事業
- 地域活動支援センターの指定管理・運営(再掲)
- 障がい者居宅介護(ホームヘルプサービス)事業
- 車イス移送車貸出事業(再掲)
- 就労継続支援B型事業
- 障がい者等移動支援事業
- 障がい者等移送サービス事業(再掲)

【iv 生活困窮者に対する支援の推進】

○生活困窮者に対する一時支援を推進します。

具体的事業

- 緊急一時支援事業
- 生活福祉資金の貸付
- 社会福祉金庫の貸付
- 高額療養費の貸付
- 生活困窮者自立促進支援事業(再掲)



市社会福祉協議会の活動

【v 新たな課題や専門性の高い課題に対応した地域福祉活動の開発・強化】

- 日常生活上の支援から地域包括ケアシステムの構築まで、地域住民、学校、関係機関・団体、ボランティア、市などと連携し、地域に必要なインフォーマルサービスを検討します。
- 生活困窮者やひきこもりなど深刻な生活課題に対応するため、市と連携した地域のセーフティネット※を構築するための体制づくりなど、新たな課題に対応した地域福祉活動を推進します。

重点事業・新規事業

(目的)変動する福祉課題に対して、支援が必要な方の発掘や、サービスが必要な方への確かなサービス提供ができるよう体制強化を図ります。

- 公的サービスの狭間にある人への支援の充実【重点】
- 総合相談窓口の設置【重点】
- 支援が必要な方を探しだすための地域援助力促進【重点】
- 福祉機器貸出事業の充実【重点】(再掲)
- ふれあい在宅福祉サービスの強化【重点】
- 地域包括ケアシステム構築へ向けた支援・参画【新規】

<新規事業 年次計画>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討・準備	⇒	参画	⇒	⇒	⇒

市民にお願いすること

- 地域に必要な福祉サービスを話し合い、市や市社会福祉協議会に提案しましょう。
- 市や市社会福祉協議会などが発信する福祉情報に関心を持ち、福祉サービスについての理解を深めましょう。

※地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制のこと。「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えるためのシステム。

※地域生活支援事業：障がいのある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、市町村が実情に合わせて柔軟な形態により実施することができるもので、障がい者等の移動を支援する事業や日中活動の場を提供する事業などがある。

※インフォーマルサービス：家族や隣近所などの地域住民同士、友人・知人、地域のボランティア団体等が行う非公的な援助のことで、制度的に位置づけられた公的な支援（サービス）であるフォーマルサービスとの対比の意味で使用する。

※セーフティネット：支援が必要な人の自立を支えるための支援。社会的セーフティネットは、健康保険、年金、失業保険、生活保護などの社会保障制度を指す。

② 早期発見・早期支援の仕組みづくり

行政の取組み

- 公的サービスと地域による見守りなどの支え合い活動を組み合わせて、地域の課題を市全体で解決するための総合的な地域福祉総合推進体制づくりを進めます。
- 地域による早期発見を促進するとともに、専門職による早期対応につなげるための体制づくりを強化します。

主な具体的事業・取組み

- ◇地域福祉総合推進体制の構築(再掲)
- ◇民生委員・児童委員などの地域相談員との連携強化

市社会福祉協議会の活動

【地域の見守り体制との連携強化】

- 民生委員・児童委員などが行う見守り活動を推進するとともに、地域住民、専門機関、市などと連携した対応を強化します。
- 各地域での、重層的な見守り活動を支援します。

重点事業・新規事業

(目的)関係機関・団体との連携を密にし、重層的な見守り体制の支援や強化を行います。

- 民生委員・児童委員の見守り活動の支援【重点】
- 関係機関・団体との連携強化【重点】

市民にお願いすること

- ささいな異変も見逃さないよう、日頃から隣近所との関わりを持ちましょう。
- 地域住民同士の信頼関係を築き、お互いに頼れる地域づくりを進めましょう。



③ 専門性の高い課題への対応強化

行政の取組み

○ひきこもり、生活困窮者、社会的排除※の状況にある人など深刻な多重生活課題に対応するため、地域と連携したセーフティネットの体制づくりなど、新たな課題に対応した地域福祉施策を推進します。

主な具体的事業・取組み

- ◇各種協議会、ケース会議の充実
- ◇相談員研修の充実(再掲)
- ◇地域、相談機関との連携強化

市社会福祉協議会の活動

○生活困窮者や引きこもりなど深刻な生活課題に対応するため、職員の質の向上を図り市などと連携した地域のセーフティネットを構築するための体制づくりなど、新たな課題に対応した地域福祉活動を推進します。

重点事業・新規事業

(目的)専門性の高い職員を育成することで、多様な課題に対応します。

- 関係機関との連携体制を構築するための検討【重点】
- 職員の質の向上のために行う各種研修会の実施【重点】

市民にお願いすること

- 地域での孤立化を防止するため、日頃から隣近所との関わりを持ちましょう。
- 地域全体で、社会的排除の状況にある人をつくらないようにしましょう。

※社会的排除：何らかの原因で個人や集団が社会から排除されている状態。

基本方針II いざという時、助け合えるしくみをつくろう

現 状

- 個人情報の保護に留意しながら、避難行動要支援者※の情報を地域で共有するとともに、災害などの緊急時には、身近な地域での救助など初動体制を確保することが必要です。
- 常時見守りが必要な人や制度の狭間にある人などを早期に発見し、身近な地域の人材や資源などあらゆる社会資源を活用した生活課題の解決の体制整備など、重層的なセーフティネットの構築が必要です。

施策と活動の方向性

① 災害時支援体制の強化

行政の取組み

【避難行動要支援者の支援体制の強化】

- 避難行動要支援者名簿を整備し、関係機関との情報を共有するなど、災害時の支援体制に係る地域との連携を強化します。
- 災害時の初動対応に係る支援者の確保に努めます。
- 災害時に高齢者や障がいのある人などが適切に避難できるよう、必要に応じ、個別の避難支援プランを策定します。
- 災害時に避難所として協力いただける民間の福祉施設と協定を締結するなど、福祉避難所の確保に努めます。

主な具体的事業・取組み

- ◇民生委員・児童委員活動への支援(再掲)
- ◇高齢者ふれあい相談員活動への支援(再掲)
- ◇避難行動要支援者名簿の作成
- ◇市地域防災計画の推進

※避難行動要支援者：災害対策基本法において新たに義務付けられた、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」。

市社会福祉協議会の活動

【災害時支援の推進】

- 市との連携を強化し、避難行動要支援者などの情報共有体制を確保します。
- 災害時における、市、県社会福祉協議会、近隣市町社会福祉協議会との連携体制を確保します。
- 関係機関などと連携し、災害時を想定した災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行うなど、災害時におけるボランティア体制を充実します。
- 災害時ボランティア活動マニュアルを作成します。

具体的事業

- 災害ボランティアコーディネーター養成講座
- 災害ボランティア登録者に対する情報提供
- 災害ボランティア活動者へのボランティア活動保険加入促進、保険料助成
- 市との協定に基づく各種事業の実施

重点事業・新規事業

(目的)災害時に、迅速かつ的確に災害ボランティアセンターの運営に努められるよう平常時からの体制づくりを推進します。

- 要支援者を支える仕組み(体制)づくり【重点】
- 災害ボランティア活動の支援に関する協定書の締結【新規】

<新規事業 年次計画>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
作成準備	作成	⇒	⇒	⇒	⇒

- 栃木市災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成【新規】

<新規事業 年次計画>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
作成準備	作成	⇒	⇒	⇒	⇒

市民にお願いすること

- 日頃から防災に対する意識を深めましょう。
- 災害時など緊急時を想定した備え、避難方法について、地域主体で考えましょう。
- 地域に住む避難行動要支援者への支援に協力しましょう。

② 災害時見守り活動の推進

行政の取組み

- 地域住民、民生委員・児童委員、高齢者ふれあい相談員、関係機関・団体などと連携し、見守りが必要な人の早期把握と継続した見守り活動を推進します。
- 地域支援事業などの福祉サービスと連携した重層的な見守り体制を構築します。
- 地域における支え合い活動の一環としての「支え合いマップづくり」を支援します。
- 高齢者、障がい者、子育て家庭など、支援を必要としている人への見守り活動を推進します。
- 福祉サービスに結び付かなく見守りが必要な人への相談支援を、地域との連携により充実します。

主な具体的事業・取組み

- ◇民生委員・児童委員活動への支援(再掲)
- ◇高齢者ふれあい相談員活動への支援(再掲)
- ◇身体障がい者相談員・知的障がい者相談員活動への支援
- ◇地域、関係機関・団体、事業者などと一体化した見守り体制の充実

市社会福祉協議会の活動

【地域の見守り体制との連携強化】(再掲)

- 民生委員・児童委員などが行う見守り活動を推進するとともに、地域住民、専門機関、市などと連携した対応を強化します。
- 各地域での、重層的な見守り活動を支援します。

重点事業・新規事業

(目的)関係機関・団体との連携を密にし、重層的な見守り体制の支援や強化を行います。(再掲)

- 民生委員・児童委員の見守り活動の支援【重点】(再掲)
- 関係機関・団体との連携強化【重点】(再掲)

市民にお願いすること

- 子育て家庭、高齢者など、隣近所の状況を把握しましょう。
- 地域による見守り活動を進め、必要に応じて関係機関などと連携しましょう。

基本方針Ⅲ お互いに思いやり、認めあえるまちをつくろう

現 状

- 認知症の方、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方が、地域において安心して自立した生活を送り続けることができるための権利擁護体制の充実が求められています。
- すべての人の人権の侵害や阻害を許さない社会の構築が求められています。
- 児童や高齢者への虐待の表面化、配偶者等へのDV（ドメスティック・バイオレンス※）、社会的排除の状況にある人の孤立化等、様々な社会問題が増加しています。

施策と活動の方向性

① 権利擁護事業の推進

行政の取組み

- 日常生活自立支援事業や成年後見制度について広く周知するとともに、利用についての相談窓口を充実し、活用を促進します。
- 民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センターなどと連携し、権利擁護事業の対象者の把握や利用促進に努めます。
- その人らしさや人々の多様性を認め合い、共生できる社会を実現するため、ノーマライゼーション※の理念を地域に普及します。また、ノーマライゼーション理念の具体化のための、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン※）についても普及啓発します。

主な具体的事業・取組み

- ◇成年後見制度利用支援の充実
- ◇市民後見人育成の検討

※ドメスティック・バイオレンス：英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることもある。一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

※ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方のこと。

※ソーシャルインクルージョン：決してみんなを同じ価値観や生活様式に同化させるのではなく、その人らしさ、あるいはお互いの違いを認めあい、共生していく姿のことをいう。

市社会福祉協議会の活動

【i 日常生活自立支援事業の推進】

- 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類預かり等を行います。
- 社協だより、各種講座や講演会などを通じた利用啓発活動を行うとともに、必要と思われる方への適切な情報提供を充実します。
- より充実したサービスとするために、専門員・生活支援員の研修会を実施します。

具体的事業

- 日常生活自立支援事業(あすてらすとちぎ) (再掲)

【ii 成年後見制度の推進】

- 財産の管理や身上監護(介護、施設への入退所などの生活について配慮すること)についての契約、遺産を分割するなどの法律行為を自分で行うことが困難だと考えられる認知症高齢者や知的障がい者あるいは精神障がい者などへの成年後見制度の利用普及を図るための広報周知活動に努めます。
- 成年後見制度法人後見活動※実施に向けた検討を行います。
- 市民後見人※の育成に向けた検討を行います。

【iii 新たな福祉課題に対する支援の強化】

- 生活困窮者、ひきこもり、ニート※の問題など深刻な生活課題に対応するため、市と連携した地域のセーフティーネットを構築するための体制づくりなど、新たな課題に対応した地域福祉活動を推進します。

重点事業・新規事業

(目的)多様化する福祉課題に対応した支援体制の整備充実を図ります。

- 日常生活自立支援事業の充実【重点】(再掲)
- 成年後見制度の普及啓発【重点】
- 生活困窮者自立促進支援事業【重点】(再掲)

市民にお願いすること

- お互いの人権を尊重しましょう。
- 権利擁護や人権などについての理解や知識を深めましょう。
- 不安を抱えている人や権利擁護が必要な人の情報を関係機関に提供しましょう。

② 虐待、DV 等防止対策の地域連携の強化

行政の取組み

- 地域における見守り体制を強化します。
- 児童、高齢者、障がい者などへの虐待防止に向けた関係機関との連携を強化します。
- 虐待やDV 防止に向けた啓発活動、相談体制及び早期発見・対応の充実を図ります。

主な具体的事業・取組み

- ◇虐待防止対策の推進
- ◇家庭児童相談室、地域子育て支援センター、こどもサポートセンター、地域包括支援センター、障がい児者相談支援センターの機能と連携の強化(再掲)

市社会福祉協議会の活動

【虐待、DV 防止の連携強化】

- 地域における見守り体制の充実を図ります。
- 児童、高齢者などへの虐待防止に向けた関係機関との連携を強化します。
- 虐待やDV 防止に向けた啓発活動、相談体制及び早期発見・対応の充実を図ります。

重点事業・新規事業

(目的)虐待やDV の防止に向けて、関係機関と連携し早期発見、早期対応を図ります。

- 関係機関(児童相談所、市、警察など)の連携強化【重点】
- 心配ごと相談、法律相談【重点】(再掲)

市民にお願いすること

- すべての人の人権を阻害しない地域づくりを進めましょう。
- 虐待などが見受けられる場合は、関係機関などに相談・通報しましょう。

※成年後見制度法人後見活動：認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々に対して、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービス、施設への入所に関する契約及び遺産分割の協議などについて支援し、財産や権利等を保護する制度で、一般的に、法人後見では、法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行う。

※市民後見人：弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者のことをいう。

※ニート：Not in Education, Employment or Training (就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者)の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では、若年無業者のことをいう。若年無業者とは、「15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者」をいう。

③ 男女共同参画の推進

行政の取組み

○男女が対等な立場で共にあらゆる分野において地域福祉活動の担い手となり、積極的な活動が行えるよう、男女共同参画の意識の啓発を図ります。

主な具体的事業・取組み

◇とちぎ市男女共同参画プランの推進

市社会福祉協議会の活動

【男女共同参画意識の啓発】

○男女が対等な立場で共にあらゆる分野において地域福祉活動の担い手となり、積極的な活動が行えるよう、男女共同参画の意識の啓発を図ります。

重点事業・新規事業

(目的)男女一人ひとりが、それぞれの個性や能力を発揮し互いに認め合える地域づくりを目指します。

□委員会などの構成メンバーの女性比率の増加【重点】

市民にお願いすること

○男女が対等な立場で共に活躍できる地域づくりに努めましょう。



基本方針Ⅳ 住みやすい生活環境をつくろう

現 状

- 高齢化の進行により、買い物や通院など、自分の力で移動することが困難な人や、ごみ出しや庭木の剪定など、日常生活上の支援を必要としている人が増加しています。
- 高齢者や障がいのある人が、安全で安心して外出や移動ができ、社会活動やレクリエーションなどに積極的に参加できる環境を整備することが必要です。

施策と活動の方向性

① 外出支援の充実

行政の取り組み

- 公共交通機関の整備はもとより妊婦や高齢者、障がいのある人など移送ニーズを把握し、交通手段の整備に努めます。

主な具体的事業・取り組み

- ◇ふれあいバス・蔵タクの運行、福祉タクシー券の交付
- ◇ごみ出し支援事業の推進

市社会福祉協議会の活動

【 i 外出支援の推進】

- 介護が必要な人や障がいのある人等、一人では移動や公共交通機関の利用が困難な方に対する移送サービスを行います。

具体的事業

- 障がい者等移送サービス(再掲)
- 障がい者等移動支援事業(再掲)
- ふれあい在宅福祉サービス(再掲)

【 ii 貸出事業の推進】

- 介護を必要とする高齢者や障がいのある人に対し、車イスの貸出を行うほか、貸出対象の範囲を拡充します。

具体的事業

- 車イス貸出事業(再掲)
- 車イス移送車貸出事業(再掲)

重点事業・新規事業

(目的)高齢者や障がい者をはじめとした方々へ外出しやすい環境づくりに努めます。

- 高齢者、障がい者等外出困難者支援の充実【重点】

市民にお願いすること

- 地域に必要な福祉サービスを話し合い、市や市社会福祉協議会に提案しましょう。
- 市社会福祉協議会が推進する外出支援事業に協力しましょう。

② 安心・安全なまちづくりの推進

行政の取組み

- 介護が必要な人や障がいのある人などが快適な居住環境を確保できるようニーズを把握し、必要なサービスにつなげます。
- 歩道や道路などユニバーサルデザイン※に基づいたまちづくりを推進します。
- 公共施設などにおいて、誰にでも分かりやすい案内表示や点字、音声案内など、利用しやすい施設整備に努めます。

主な具体的事業・取組み

- ◇防犯灯の整備
- ◇公共施設の適正な維持管理
- ◇公共施設利用に係るニーズの把握

市社会福祉協議会の活動

【安心して暮らせるまちづくりへの支援】

- ひとり暮らし高齢者など日常적인見守りが必要な方への安否確認を兼ねた地域活動を充実します。

具体的事業

- ふれあい在宅福祉サービス(再掲)

重点事業・新規事業

(目的)ひとり暮らし高齢者や子どもたちへの見守り活動をととして、地域全体での防犯意識を高める取り組みを推進します。

- 子どもたちの見守り支援【重点】
- 民生委員・児童委員の見守り活動の支援【重点】(再掲)

市民にお願いすること

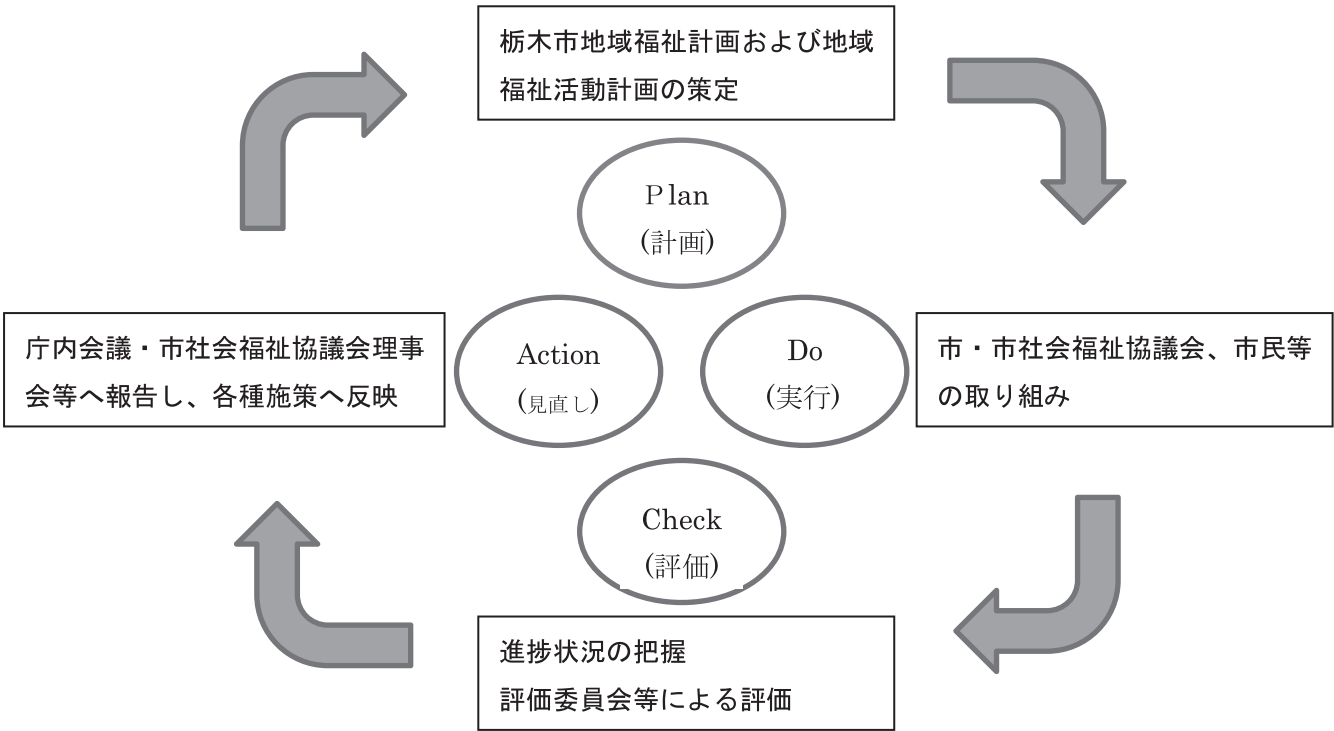
- ごみ出しなどのルールやマナーを守り、まちの環境美化に努めましょう。
- 身近な通行障害の情報を市に提供しましょう。

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境を計画する考え方のことをいう。

第5章 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCA サイクルを活用し、各施策の効果や改善点を明らかにし、今後の施策の充実を図ります。

PDCAサイクル
 計画(Plan)をたて、それを実行(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行う一連の流れ



1 計画の評価

本計画の進行管理は、評価委員会等にて評価を行います。評価結果については庁内会議や市社会福祉協議会理事会等にて報告し、ホームページ等を活用し結果を公表します。

2 計画の見直し

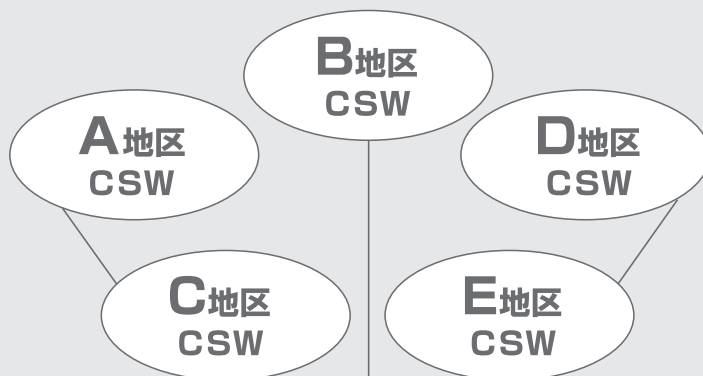
本計画は、計画期間においても、社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行います。また、次期計画への取り組みは、計画終了の2年前から行います。

めざす地域福祉 ～地域福祉総合推進体制～

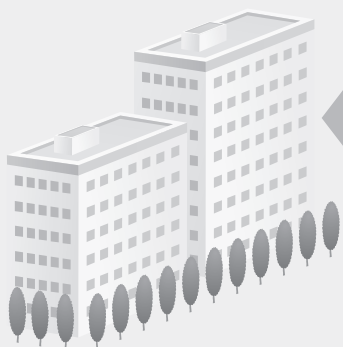
地域住民



CSW: コミュニティソーシャルワーカー
(地域のコーディネーター)



関係機関・団体



連携

市

連携

- ・各地区CSWのサポート
- ・各地域間および関係団体の調整
- ・市全域で進めるべき人材育成など

市社会福祉協議会

資料編

1 計画に記載した各事業の概要

【市】

頁	名 称	概 要
28	市民活動推進事業“とちぎ夢ファーレ”	市民や企業からの寄付金と市費をファンド(基金)として積立て、そのファンドを原資として、市民団体が行う公益的な事業(市民活動)に対して助成を行います。
28	地域版プラットフォーム事業	NPO 等・企業・行政が協働してプラットフォーム(会議体)を作り、災害時における被災者支援の体制づくりなど、自らの地域の課題解決に取り組みます。
32	高齢者ふれあい相談員	在宅のひとり暮らし及び高齢者世帯を定期的に訪問し、安否確認や相談等を行います。
41	家庭児童相談室	家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭相談員により相談指導を行います。
41	地域子育て支援センター	子育て家庭への育児支援を図るため、子育てに関する情報提供や育児不安等に関する相談支援を行います。
41	こどもサポートセンター	子どもの成長を地域全体で支えるネットワーク作りの中心として、専門家による子どもの心・育ちに関する相談や、子どもや保護者の継続的な支援を行います。
41	地域包括支援センター	いつまでも自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、高齢者の生活を総合的に支えていくための地域拠点として、介護予防事業などを行います。
41	障がい児者相談支援センター	障がいのある方が住みなれた地域で安心して生活していけるよう、必要なサービスや利用できる制度などについての相談・支援を行います。
48	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立と地域の子育て支援機能を強化するため、育児援助を依頼したい人(依頼会員)と育児援助を提供したい人(提供会員)の登録・仲介・調整を行います。
48	はつらつセンター事業	高齢者の社会参加促進のため、自治会などの団体に委託し、地域住民の参加と協力のもとに、自治会公民館においてレクリエーションや交流サロンなどを開催します。

【市社会福祉協議会】

頁	名 称	概 要
26	ふれあい交流事業	障がいの有無にかかわらず、お互いに理解し支え合いの気持ちを育むことや、障がいの理解や社会参加を目的に、スポーツなどの交流を行います。
29	世代間交流事業	児童と高齢者が交流を深め、児童の思いやりの心を育むことや高齢者の生きがいづくりを目的にレクリエーションなどを行います。
32	地区社会福祉協議会	住民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織です。地域住民や、自治会、民生委員・児童委員、その他の各種団体から選出された方によって構成される住民組織です。
41	日常生活自立支援事業	契約型の福祉社会において、判断能力が十分でない方の代わりに金銭管理や利用申込み、契約等を行います。
41	ボランティアセンター	ボランティア活動を希望する方と希望される方の調整、ボランティア保険の加入手続きやボランティア団体登録等の支援を行います。
41	生活困窮者自立促進支援事業	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に対応する総合相談窓口となります。相談に対し、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた支援計画を作成するなどの支援を行います。また、支援計画に基づいて様々な関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。
44	いきがいサロン	ひとり暮らしなどの高齢者のひきこもり防止や生きがいづくりを推進し、高齢者同士の交流や仲間づくりの場の提供を行います。
44	子育てサロン	子育て世代の育児に対する不安や負担を軽減する環境づくりを促進するために、乳幼児やその保護者が気軽に集える場所の提供を行います。
44	障がい児子育てサロン	障がいをもつ子供の親子に対して、日頃の不安や負担を軽減する環境を促進するために、障がい児やその保護者が気軽に集える場所の提供を行います。
44	ボランティア保険	ボランティア活動中におこる様々な事故に対する備えとして、無償で活動するボランティアの方々を補償する保険です。
46	社協発展強化計画	市社会福祉協議会の事業戦略や組織・経営基盤の強化に向けた計画で、経営理念(社協使命)の明確化と経営(財政・組織・人材育成)ビジョンを確立します。

【市社会福祉協議会】

頁	名 称	概 要
50	安心バッグ配布事業	65歳以上のひとり暮らしおよび高齢者世帯の方を対象に、入院などの不測の事態に備えてバッグを配布するものです。
50	障がい者等移動支援事業	障がい者などの社会参加や自立を促進するため、外出の際の移動を支援するものです。
50	障がい者等移送サービス事業	公共交通機関の利用が困難な障がい者などを対象に、市外の病院への通院、入院または入退院や施設への入退所の際に福祉車両を利用して移送を行います。
50	地域活動支援センター	障がいのある方に、創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設です。
50	就労継続支援 B 型事業	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、雇用契約を結ばずに就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
50	緊急一時支援事業	生活に困窮する世帯に対し、緊急時における生命の維持や生活を立て直す期間の確保を目的とし、食糧支援を行います。
50	生活福祉資金の貸付	他の貸付制度が利用できない、低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、生活支援を基本に資金貸付を行います。 ※貸付は、用途に応じて種類が異なり、一時的な生活費の貸付や障がい者の車両購入費、住居の移転費等多岐に渡ります。
50	社会福祉金庫の貸付	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の申請を行った要保護者及び被保護者の生活の安定と福祉の増進を図るため、一時支援資金の貸付を行います。
50	高額療養費の貸付	国民健康保険の被保険者が、病気や怪我で入院・通院し、同一月の医療費自己負担額が一定の基準を超え、且つ高額療養費の支給が見込まれる場合、支給見込額の 9 割の貸付を行います。
51	ふれあい在宅福祉サービス	高齢者や障がい者などを対象に、住民の自発的な参加や協力を得て、家事援助などのサービスを提供します。
55	災害ボランティア コーディネーター養成講座	災害等が発生した際に設置する「災害ボランティアセンター」の運営を行う人材を育成します。

2 地域懇談会の結果概要

(1) 目的

「栃木市地域福祉計画」及び「栃木市地域福祉活動計画」をより具体的なものにするためには、地域住民自らが抱える生活課題や福祉課題、地域における身近な問題を明らかにし、それらの解決に向けた市民の視点を計画に組み込むことが大切となります。

また、地域福祉推進のためには、こうした個人や地域の課題について、市民同士が直接議論し、課題やニーズを共有し、課題解決の方法等を地域の力で見出すことが必要です。

このため、栃木市及び栃木市社会福祉協議会の合同事務局により、市民の主体的な地域福祉活動を推進することを目的に、両計画策定にかかる地域懇談会を開催しました。

(2) 参加者、開催地域等の地域懇談会の概要

①参加者

- ・ 地域福祉に関係する団体及び一般市民

②開催地域等

地域	日時	場所	参加者数
栃木中央	平成 25 年 8 月 10 日（土） 9：30～	栃木保健福祉センター大会議室	39
栃木西部	平成 25 年 8 月 17 日（土） 9：30～	吹上公民館大交流室	39
栃木東部	平成 25 年 8 月 17 日（土） 14：00～	国府公民館大交流室	28
大平	平成 25 年 8 月 3 日（土） 14：00～	ゆうゆうプラザ大小会議室	19
藤岡	平成 25 年 8 月 3 日（土） 9：30～	藤岡公民館 2 階大会議室	26
都賀	平成 25 年 7 月 27 日（土） 9：30～	都賀公民館 2 階研修室	25
西方	平成 25 年 7 月 27 日（土） 14：00～	西方総合文化体育館研修室	26
岩舟	平成 26 年 5 月 31 日（土） 9：30～	遊楽々館検診室	42

(3) 地域懇談会の内容と方法

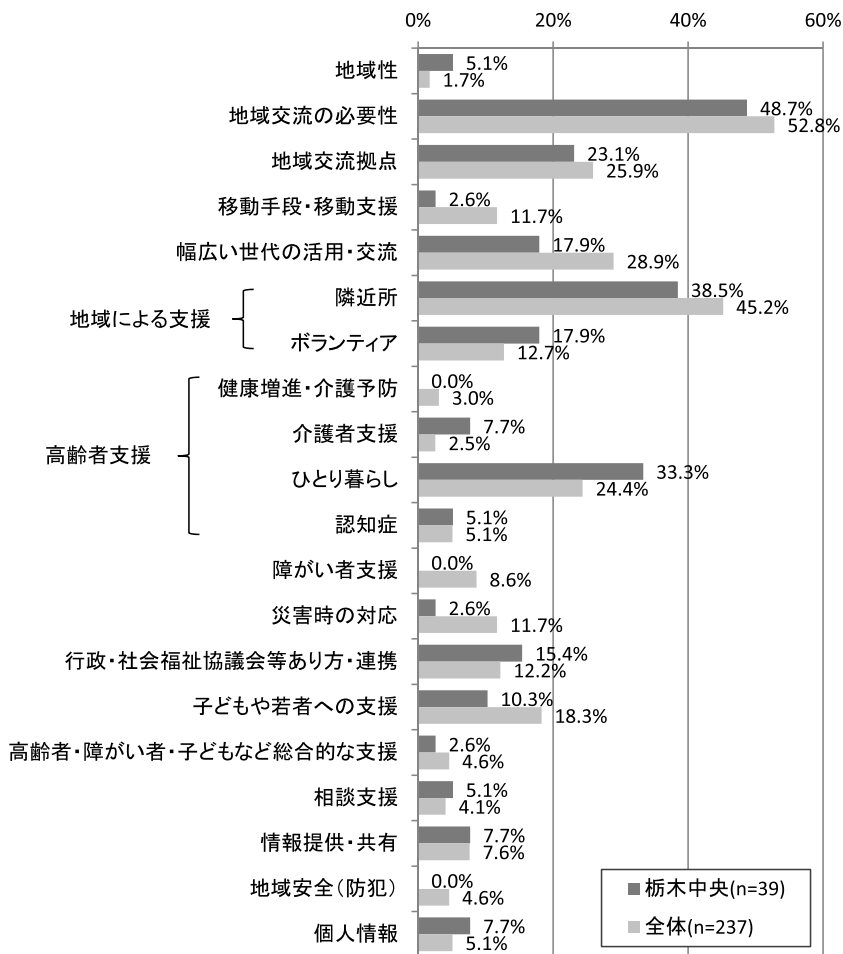
地域懇談会の内容は、テーマを「～自分たちのまちが福祉大市になったらいいな～、地域における福祉ってなんだろうーわたしとあなたができる支援ー」とし、誰もが住みやすいまちとはどのようなまちか、誰もが住みやすいまちにするためには何が必要かをグループワーク形式で話し合い、自分たちの視点、地域の視点、それぞれにおいて、①「～したい」②「～できる」③「～すべきである」といった内容について、ふり返しシートにより意見聴取を行いました。

(4) 結果分類集計

「～したい」、「～できる」、「～すべきである」の3つのふり返しシート意見聴取結果から、各意見を下記分類表のとおり区分し、分類からわかる地域毎の特性及び「～すべきである」についての主な意見をまとめました。

分類	主な内容
地域性	・地域の独自性を考慮した地域福祉づくり 等
地域交流の必要性	・住民同士のふれあいの機会、地域活動の活性化 等
地域交流拠点	・サロンの開設、空き家などの有効活用 等
移動手段・移動支援	・移動困難者、交通弱者などへの買い物支援、交通手段の整備 等
幅広い世代の活用・交流	・幅広い世代の人材活用、子どもから高齢者、障がい者などの世代間交流 等
地域による支援	
隣近所	・隣近所の交流、あいさつ声かけ、身近な見守り 等
ボランティア	・ボランティアなど、地域福祉活動者の育成や活性化 等
高齢者支援	
健康増進・介護予防	・健康増進、介護予防 等
介護者支援	・家族介護者支援 等
ひとり暮らし	・ひとり暮らし高齢者への支援全般
認知症	・認知症高齢者への支援
障がい者支援	・障がいに関する地域理解、障がい者への支援全般
災害時の対応	・災害時等緊急時の対応
行政・社会福祉協議会等あり方・連携	・行政、社会福祉協議会のあり方、行政、社会福祉協議会、関連機関等の連携 等
子どもや若者への支援	・子育て支援、若者への就労支援 等
高齢者・障がい者・子どもなど総合的な支援	・高齢者・障がい者・子どもなどの各分野の横断的な支援
相談支援	・地域や行政等の相談支援体制 等
情報提供・共有	・要支援者の情報共有、行政、社会福祉協議会、専門機関・団体等の情報共有 等
地域安全（防犯）	・交通安全、防犯灯 等
個人情報	・個人情報の取り扱い 等

① 栃木中央地域



栃木中央地域の特徴

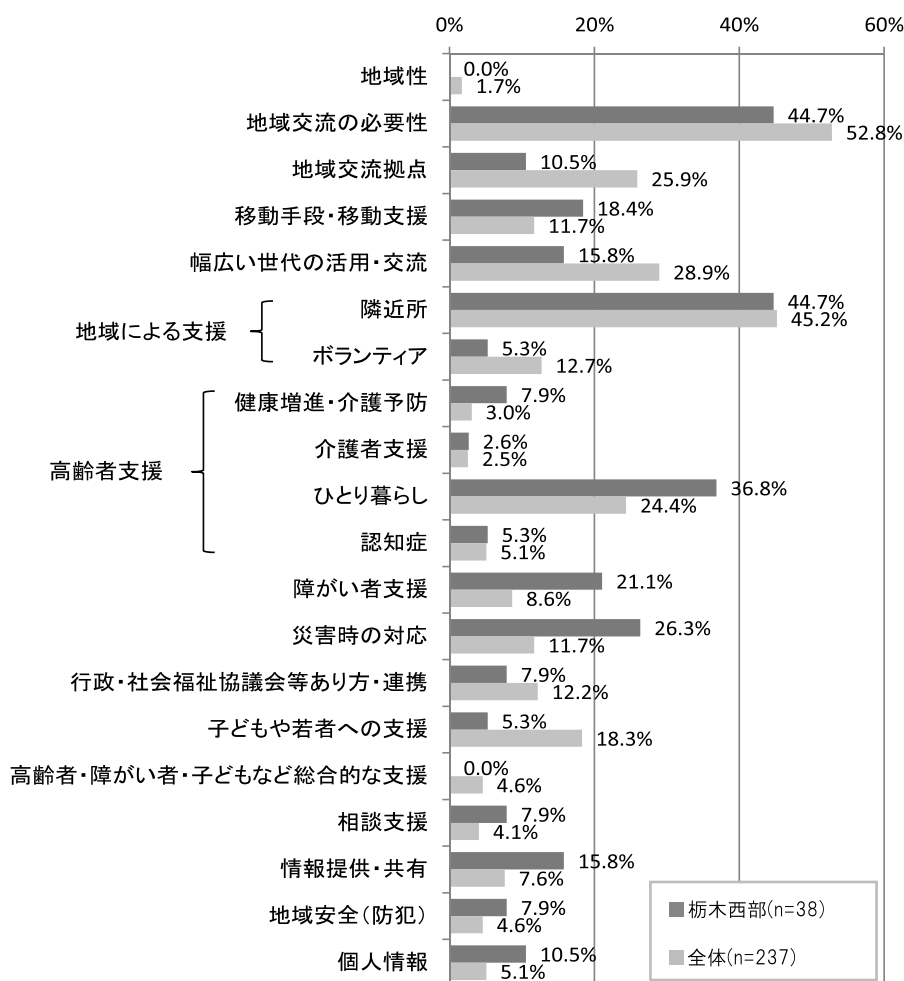
○「栃木中央地域」では、「地域交流の必要性」の割合が約5割と高くなっています。また、「隣近所」「ひとり暮らし」の割合も、それぞれ約3～4割と比較的高くなっています。

主な意見（～すべきである）

- 老人会などの組織間の情報共有を密にする必要がある。また、民生委員、自治会との話し合いの場も必要である。
- 挨拶などを通じて地域の信頼関係を築き、隣近所など身近な地域で見守り活動等、支援を充実する必要がある。
- 核家族化の進行を抑制すべきである。
- 高齢者が増加し、高齢者同士で支え合う体制の検討も必要である。
- ひとり暮らし高齢者など交流活動の促進が必要である。

- ボランティア活動等、地域活動には若い人の参加が必要である。
- 市（行政）と地域の連携の強化が必要である。
- 社会福祉協議会のPRの強化が必要である。
- 話し合い等を通じて、地域で情報を共有し合うことが必要である。
- 福祉に関する情報提供を強化する必要がある。

② 栃木西部地域



栃木西部地域の特徴

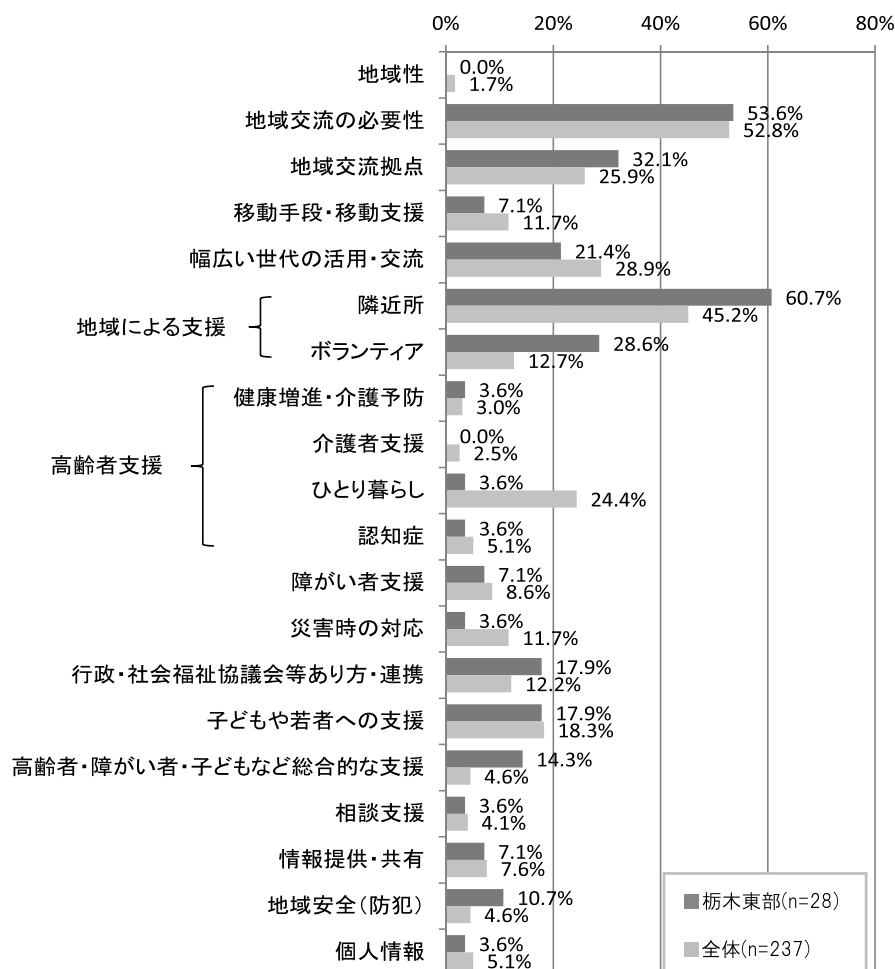
- 「栃木西部地域」では、「地域交流の必要性」「隣近所」の割合がそれぞれ4割強と高くなっています。また、「ひとり暮らし」の割合についても、3割強と比較的高くなっています。さらに、「障がい者支援」「災害時の対応」は全体に比べ高くなっています。

主な意見（～すべきである）

- 隣近所などの声かけを通じ、支援が必要な人の情報を集め、把握する必要がある。
- 団体活動を促進するとともに、各団体等との協力、連携を強化し、地域のつながりを持つ必要がある。
- ひとり暮らし高齢者、世代間交流など、集まりやすい環境を整備するとともに、交流を図れる場を充実する必要がある。
- 地域活動や行事には、若い人の参加が必要である。
- 民生委員、地区の福祉活動者が連携し、支援が必要な人、一人ひとりに対する課題の解決支援が必要である。
- 災害時の対応として、実態把握や名簿・マップの整備、身近な地域の連携など、きめ細かな対応が求められる。
- 地域の相談場所や民生委員などの相談員の周知を強化する必要がある。
- 公民館など地域資源を有効活用する必要がある。
- 介護の問題など、地域のリスクを早めに把握し、早期発見・早期対応に努めるべきである。
- ひとり暮らし高齢者同士はもとより、連絡先名簿など地域のネットワークをつくる必要がある。
- 市（行政）や社会福祉協議会の取組の情報提供を強化する必要がある。
- 障がいや介護など、支援が必要な人の意見を聞く場を設け、市（行政）や社会福祉協議会等が現状把握を行う必要がある。
- 買い物弱者への対応を検討する必要がある。



③ 栃木東部地域



栃木東部地域の特徴

- 「栃木東部地域」では、「隣近所」の割合が約6割、「地域交流の必要性」の割合が5割強と高くなっています。また、「ボランティア」についても、全体に比べ2倍以上となっています。

主な意見（～すべきである）

- 制度の拡充でなく、福祉活動にはボランティアによる支援が必要である。若い人や地域の有効な人材等の活用及び育成を強化する必要がある。
- 子どものころからの福祉教育を充実するとともに、市民全体に対して社会福祉に関する学習を行うなど、福祉意識の醸成が必要である。
- 回覧板を手渡しにするなど、見守り活動に工夫が必要である。
- 高齢者、若い人などの地域交流の場が必要である。
- 子どもや高齢者に対し呼びかけを行い、身近な地域内で人と人とのつながりを強化する

必要がある。

○住民同士が直接話し合える場の定期的な開催が必要である。

○地域の交流活動を活かし、情報を共有するとともに、地域福祉活動の役割分担が必要である。

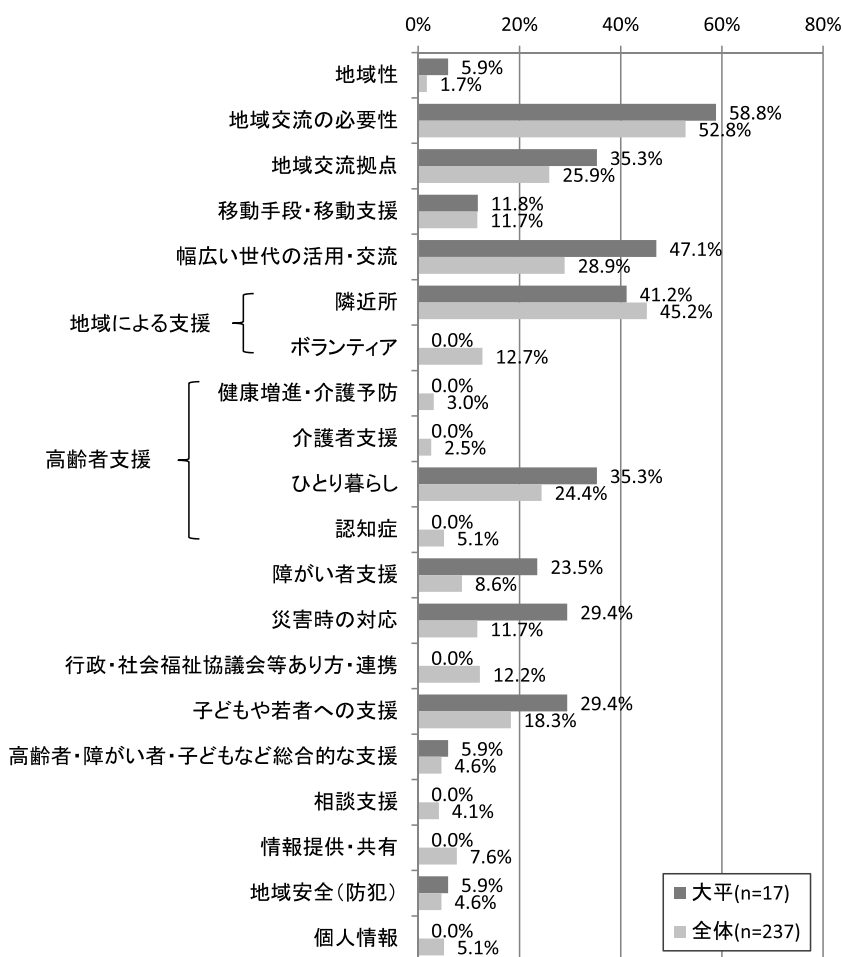
○市（行政）のアドバイスによる見守りシステムの確立が必要である。

○サロンなど集いの場の充実とともに、移動支援の検討が必要である。

○自治会退会者や未加入者に対する情報提供や地域活動への参加促進を行う必要がある。

○障がい者の緊急時の受け入れなど、障がい者の家族に対する支援の充実が必要である。

④ 大平地域



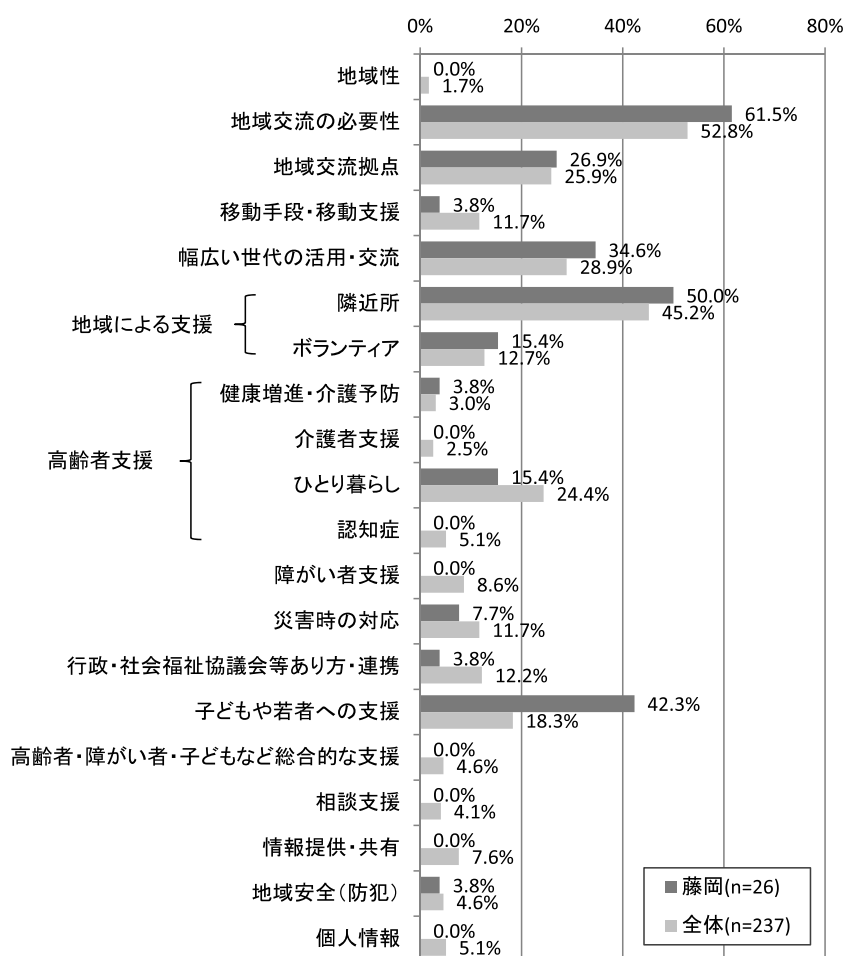
大平地域の特徴

○「大平地域」では、「地域交流の必要性」の割合が約 6 割と高く、「幅広い世代の活用・交流」の割合についても、全体の割合を大きく上回り 5 割弱となっています。また、「隣近所」の割合も約 4 割と比較的高くなっています。

主な意見（～すべきである）

- 公民館等を利用した地域ぐるみのイベントや親子、世代間のふれあいの場を充実する必要がある。
- あいさつなどを通じた地域のつながりを強化する必要がある。
- 災害時のひとり暮らし高齢者の避難場所を平常時から検討する必要がある。
- 高齢者など、交通弱者に対応した買い物対策が必要である。

⑤ 藤岡地域



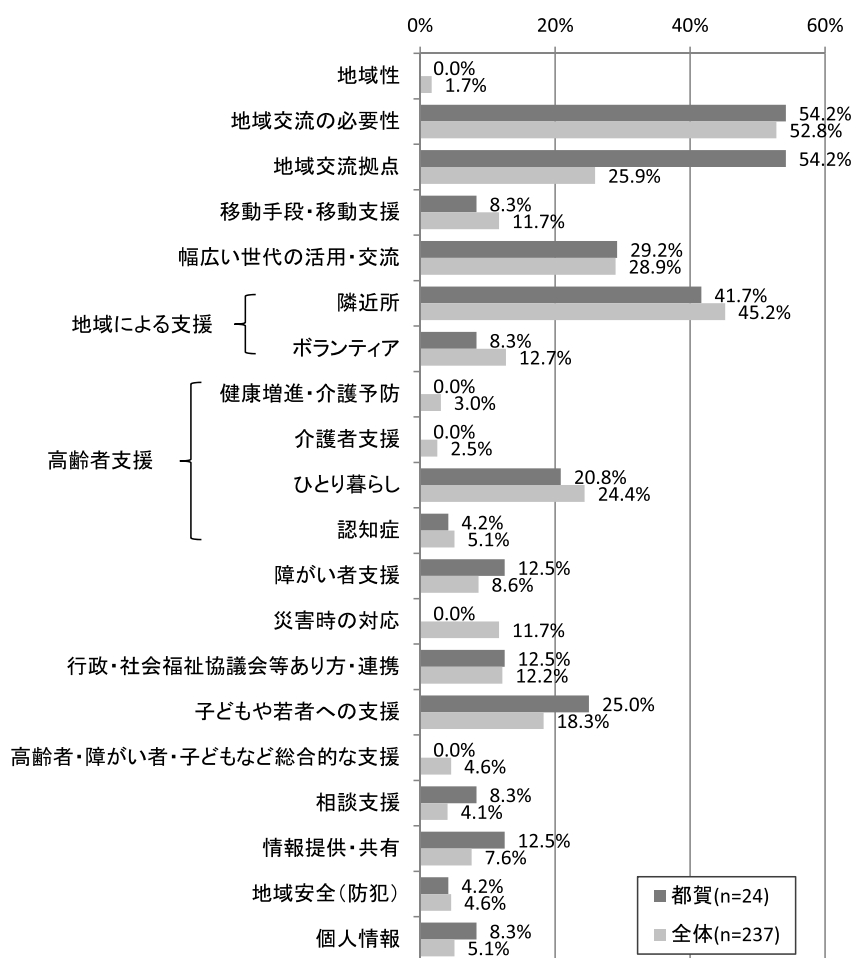
藤岡地域の特徴

- 「藤岡地域」では、「地域交流の必要性」の割合が6割を超え最も高く、「隣近所」の割合についても5割と高くなっています。また、「子どもや若者への支援」の割合も4割を超え、全体と比較しても2倍以上と、比較的高くなっています。

主な意見（～すべきである）

- 高齢者だけでなく、子育てや若者に対する支援を充実する必要がある。
- ひとり暮らし高齢者、世代間などの集いの場、地域活動の拠点などを充実する必要がある。
- 隣近所など、身近な地域での関わりや支援を強化する必要がある。
- 老人会、子ども会、障がい者の会などの連携が必要である。

⑥ 都賀地域



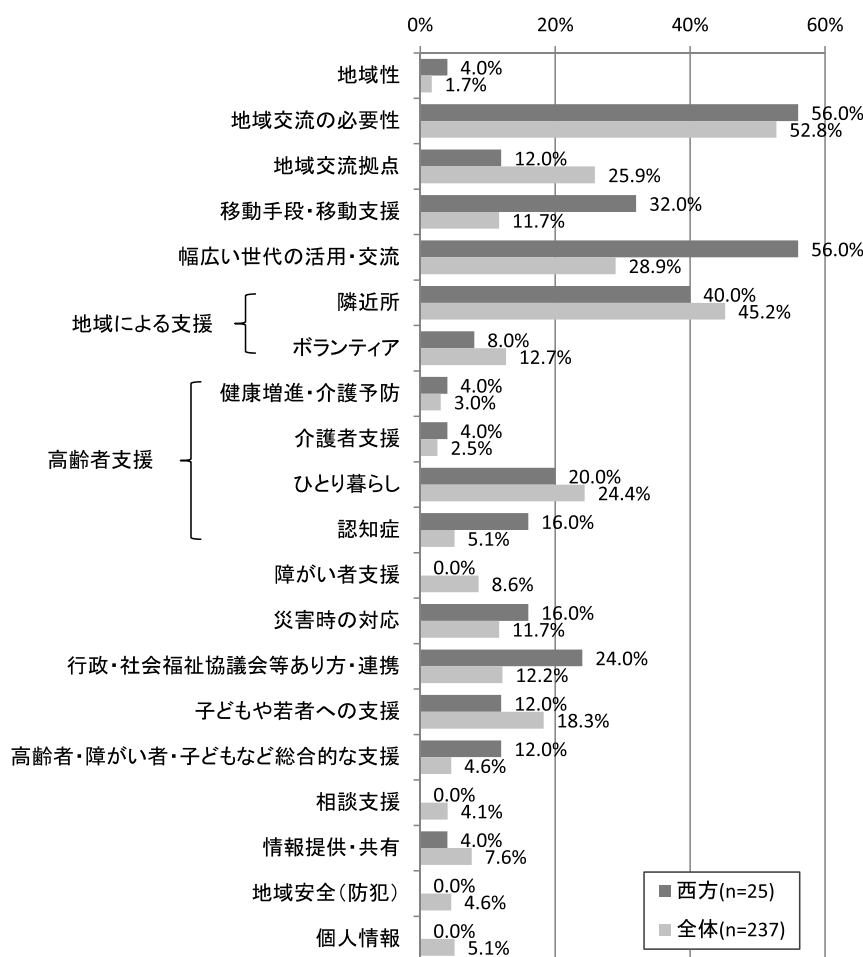
都賀地域の特徴

- 「都賀地域」では、「地域交流の必要性」「地域交流拠点」の割合がそれぞれ5割を超え高くなっています。特に、「地域交流拠点」では、全体の割合を約2倍上回っています。
- また、「隣近所」の割合も4割と比較的高くなっています。

主な意見（～すべきである）

- 市（行政）、社会福祉協議会、関係者の情報共有を密にする必要がある。
- 公園整備、公民館機能充実など、高齢者、子育て家庭、子どもなどが集える場所が必要である。
- トイレの改修など、誰もが利用しやすい公民館等の整備が必要である。
- 個人情報の取り扱いについて、地域共通の認識が必要である。
- 自治会活動や幅広い年齢層の地域活動を促す必要がある。

⑦ 西方地域



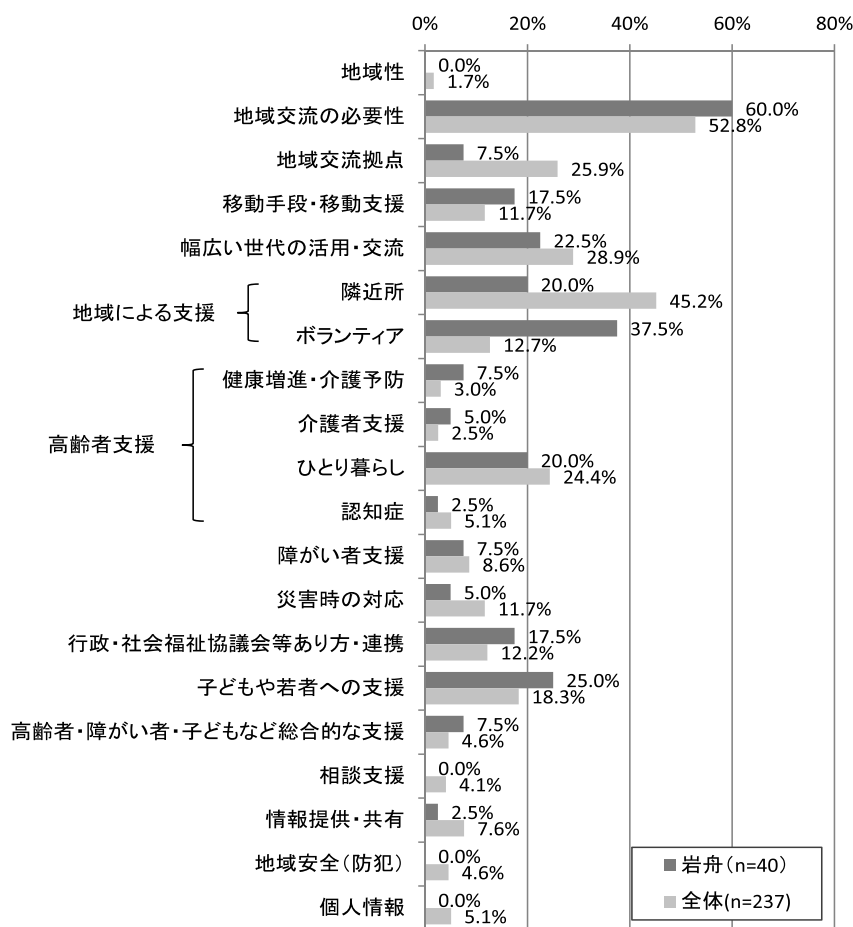
西方地域の特徴

- 「西方地域」では、「地域交流の必要性」「幅広い世代の活用・交流」の割合がそれぞれ5割を超え高くなっています。特に、「幅広い世代の活用・交流」では、全体の割合を約2倍上回っています。また、「隣近所」の割合も4割と比較的高くなっています。

主な意見（～すべきである）

- 地域懇談会の開催など、福祉に関する課題や情報の共有の際には、社会人、学生など、様々な年齢層の参加が必要である。
- 地域福祉推進の方向性は、あらゆる世代の課題を検討し、長期的な視野で定める必要がある。
- 子どもの頃から世代間交流を進め、地域や近所のつながりを深める必要がある。
- どこでも乗り降りできるふれあいバスの運行など検討するべきである。
- 要支援者の避難後を考慮した災害時の対応を十分に検討する必要がある。
- もう少し子どもが親の面倒を見る必要がある。
- 民生委員・児童委員、自治会だけでなく、隣近所、事業所、行政を含めた地域全体で声掛けを行う必要がある。
- 認知症高齢者の自立生活支援、家族介護支援を地域で考える必要がある。
- 就労や地域活動など、若者が積極的に社会に関わることのできる環境を整える必要がある。

⑧岩舟地域

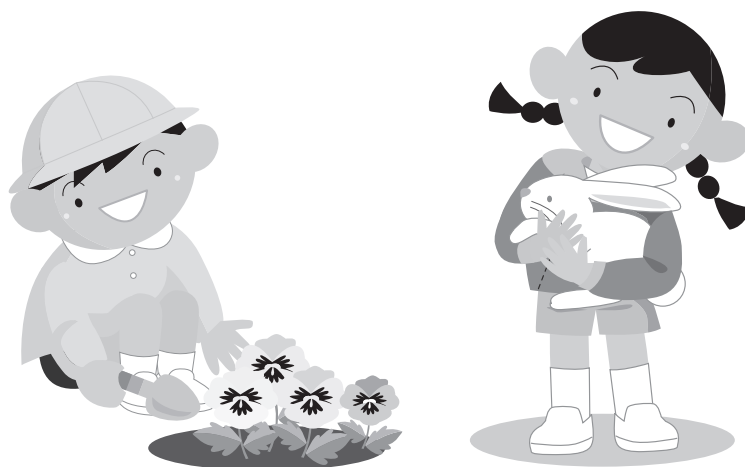


岩舟地域の特徴

- 「岩舟地域」では、「地域交流の必要性」の割合が6割、「ボランティア」の割合が4割弱と高くなっています。また、「子どもや若者への支援」についても、全体に比べ高くなっています。

主な意見（～すべきである）

- 人と人とのつながりを大切にするべきである。
- 少子化がすべての根源であると感じる。また、若い人の人口流出を防ぐ必要がある。
- 地域交流に若い人の参加が必要である。
- ボランティア同士のつながりがないように思えるので、まずお互いを知ることから始めたらよいのではないか。
- 様々な活動者との話し合いの機会を増やすことで、自分でできることが探せると思う。
- 一人一人が問題意識をもって、未来の地域に目を向け、真剣に話し合うべきであると思う。
- 自治会に参加していない家庭に対して、市（行政）から参加を促してほしい。
- 高齢者の居場所づくり、子どもとその親、地域の人との交流が必要であると思う。
- 地域住民同士の付き合いが薄くなり、自治会として、声かけ・見守り活動に取り組む必要がある。
- 路線バスなど交通の便をよくする必要がある。
- ボランティアや地域の指導者の育成とその周知が必要である。



3 栃木市地域福祉計画及び栃木市地域福祉活動計画 策定経過

年月日	会議等	内 容
平成 25 年 1 月 28 日 ～2 月 12 日	計画策定に向けたアンケート調査	市内在住の 18 歳以上の方を対象としたアンケート調査を実施
平成 25 年 5 月 22 日	市社会福祉施策推進委員会	・地域福祉計画の策定について ・地域福祉計画及び地域福祉活動計画に関するアンケート調査結果について
平成 25 年 5 月 31 日	市庁議	栃木市地域福祉計画の策定着手について
平成 25 年 7 月 27 日	地域懇談会	都賀地域、西方地域
平成 25 年 8 月 3 日	地域懇談会	藤岡地域、大平地域
平成 25 年 8 月 10 日	地域懇談会	栃木中央(1～7地区)
平成 25 年 8 月 17 日	地域懇談会	栃木西部(皆川・吹上・寺尾)、 栃木東部(大宮・国府)
平成 25 年 9 月 27 日	第 1 回作業部会	・地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定について ・作業内容について
平成 25 年 10 月 18 日	市社会福祉施策推進委員会	・地域福祉計画、地域福祉活動計画策定に係る地域懇談会結果について ・地域福祉計画(案)について
平成 25 年 10 月 21 日	第 1 回地域福祉活動計画策定委員会	・委員長及び副会長の選出について ・地域福祉活動計画の概要及び策定スケジュールについて ・住民アンケート及び地域懇談会の結果について ・骨子(案)について ・地域福祉活動計画についての講話
平成 25 年 10 月 25 日	第 2 回作業部会	・地域福祉課題について検討(グループワーク)
平成 25 年 11 月 1 日	第 3 回作業部会	各地域で実施した地域懇談会の意見をグループ分け
平成 26 年 1 月 10 日	第 4 回作業部会	地域福祉課題に対する「既存事業」と「新規事業」の整理
平成 26 年 1 月 17 日	第 5 回作業部会	素案について協議①

年月日	会議等	内容
平成 26 年 1 月 31 日	市社会福祉施策推進委員会	地域福祉計画(案)について
平成 26 年 2 月 10 日	第 6 回作業部会	素案について協議②
平成 26 年 3 月 13 日	第 2 回地域福祉活動計画策定委員会	地域福祉活動計画(案)について
平成 26 年 3 月 27 日	市社会福祉施策推進委員会	地域福祉計画(案)について
平成 26 年 5 月 22 日	第 7 回作業部会	・策定経過について ・策定中間報告について
平成 26 年 5 月 31 日	地域懇談会	岩舟地域
平成 26 年 7 月 24 日	市庁議	地域福祉計画(案)及びパブリックコメントの実施について
平成 26 年 7 月 28 日	第 3 回地域福祉活動計画策定委員会	地域福祉活動計画(案)について
平成 26 年 8 月 20 日	市議員研究会	地域福祉計画(案)及びパブリックコメントの実施について
平成 26 年 8 月 22 日 ～9 月 12 日	パブリックコメント	計画案に対する意見・提案募集
平成 26 年 9 月 26 日	市社会福祉施策推進委員会及び 地域福祉活動計画策定委員会	計画最終案について
平成 26 年 9 月 30 日	市社会福祉協議会理事会	計画最終案の決定
平成 26 年 10 月 1 日	市社会福祉協議会評議員会	計画最終案の決定
平成 26 年 10 月 8 日	市庁議	計画最終案の決定



4 栃木市社会福祉施策推進委員会規則

(設置)

第1条 本市における社会福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、栃木市社会福祉施策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、検討するものとする。

- (1) 社会福祉施策に係る基本方針に関すること。
- (2) 社会福祉施策の総合的推進に関すること。
- (3) 社会福祉施策に係る調査研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会福祉関係団体の関係者
- (4) 医療、福祉、保健及び教育関係機関の関係者
- (5) 公募による委員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平23規則23・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門的な事項について調査研究及び検討するため、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 高齢者福祉専門部会
- (2) 児童福祉専門部会
- (3) 障がい者福祉専門部会
- (4) 就労支援専門部会

- 2 委員は、いずれかの専門部会に所属するものとする。
- 3 専門部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、部会委員の互選により定める。
- 4 専門部会に、特別の事項を調査研究及び検討させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 5 特別委員は、特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 特別委員は、特別な事項の調査研究及び検討が終了したとき又は市長が特別な事情があると認めるときは、解任されるものとする。

(平22規則215・平23規則23・一部改正)

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、第3条各号に掲げる職を失ったとき又は辞したときは、任期中においても委員の職を失う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(平23規則23・一部改正)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年3月29日から施行する。

附 則(平成22年規則第215号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

5 栃木市社会福祉施策推進委員会 委員名簿

任期：H24.11.26～

(敬称略・順不同)

団体名	委員	備考
栃木市議会	福田 裕司	～H26.5.18
	平池 紘士	H26.5.19～
佐野短期大学	山田 昇	
栃木市自治会連合会	青木 富士夫	～H25.6.26
	臼井 義雄	H25.6.27～
栃木商工会議所	山崎 進	H25.4.1～
栃木市身体障害者福祉会連合会	江原 昭吉	
栃木市障害者施設協議会	金坂 尚慶	～H26.5.12
	本間 俊明	H26.5.13～
栃木市ひとり親家庭福祉会	日向野 征江	～H26.8.6
	藺田 弘子	H26.8.7～
栃木市老人クラブ連合会	大塚 俊男	
栃木市特別養護老人ホーム・ 養護老人ホーム連絡協議会	佐々木 剛	
栃木市民生委員児童委員協議会連合会	羽山 直克	
栃木市社会福祉協議会	早乙女 康夫	
栃木市手をつなぐ育成会	小島 幸子	
栃木市民間保育園連絡協議会	堀 昌浩	
栃木市医師会	齊藤 伸夫	
栃木市幼稚園連合会	町田 郁夫	～H26.3.31
	小笠原 義仁	H26.4.1～
栃木市校長会	石崎 安子	
栃木市子ども会育成会連絡協議会	玉野 隆央	～H25.5.29
	柳田 和子	H25.5.30～
栃木市PTA連合会	天谷 国道	～H26.8.4
	上岡 正雄	H26.8.5～
栃木県県南児童相談所	君島 健一	
公募委員	石川 宏	
公募委員	関口 文男	

6 栃木市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、本会の今後の活動の方針となる栃木市地域福祉活動計画案(以下「計画」という。)を策定するために、栃木市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の調査研究に関すること
- (2) 計画の策定に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか計画の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名を以って組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから本会の会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関または団体の推薦を受けた者
- (3) 市民活動団体の代表者
- (4) 公募による者
- (5) 行政関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画の策定が完了する日までとする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員会の委員が、前条の会議に出席した場合における旅費日当の支給については、本会役員等の報酬に関する規程第3条第1項第4号及び同条第2項を準用する。

(報告)

第8条 委員長は、計画の策定が完了したときは、その結果を会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本会総務課地域支援係で処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、栃木市地域福祉活動計画の策定が完了した日にその効力を失う。



7 栃木市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

任期：H25.9.1～
(敬称略・順不同)

団体名	委員	備考
栃木市自治会連合会	岩川 和男	
	癸生川 孔章	
	浅野 照男	
	栗原 昭司	
	永島 俊雄	～H26.3.31
	篠崎 芳之	H26.4.1～
	櫻井 信衛	H26.4.1～
栃木市民生委員児童委員協議会連合会	町田 爽起夫	
	舘野 正勝	～H25.11.30
	関根 淑子	H25.12.1～
	繁岡 哲哉	
	山田 加代子	
	羽山 直克	
	佐山 敏明	H26.4.1～
地区社会福祉協議会	柏崎 桂二	
	吉田 信一	
	永島 源作	
	舘野 和男	
	田中 敏雄	
	中里 幸雄	H26.4.1～
栃木市校長会	石嶋 和夫	
栃木市身体障害者福祉会連合会	江原 昭吉	
栃木市手をつなぐ育成会	谷田 美佐子	
栃木市障害者施設協議会	金坂 尚慶	～H26.3.31
	本間 俊明	H26.4.1～
栃木市老人クラブ連合会	杉山 栄	
栃木市特別養護老人ホーム・ 養護老人ホーム連絡協議会	佐々木 剛	
栃木市介護支援専門員連絡協議会	松島 千鶴子	～H26.3.31
	黒川 康介	H26.4.1～

団体名	委員	備考
栃木市ひとり親家庭福祉会	日向野 征江	
とちぎ市民活動推進センター	大波 龍郷	
栃木青年会議所	松本 篤哉	～H25.12.31
	大阿久 岩貴	H26.1.1～
西方町ボランティア連絡協議会	山ノ井 一男	
栃木市女性団体連絡会	田村 孝子	
公 募	飯田 康夫	
公 募	出井 敏江	
学識経験者（佐野短期大学）	山田 昇	
栃木市社会福祉課	茅原 剛	～H26.3.31
	藤田 正人	H26.4.1～

8 栃木市地域福祉活動計画作業部会 名簿

氏 名	係
長島 寿幸	総務課 総務係
福岡 祐子	総務課 総務係(包括)
大森 美智子	総務課 総務係(包括)
鮎田 美智子	総務課 地域支援係
渡辺 隆夫	在宅福祉課 在宅福祉係
篠崎 春美	在宅福祉課 在宅福祉係
藤平 陽子	在宅福祉課 在宅福祉係
早乙女 敬一	在宅福祉課 泉寿園
松本 大	大平支所 地域支援係
小林 恵美子	大平支所 在宅福祉係
大出 澄江	大平支所 在宅福祉係
濱下 雅美	大平支所 在宅福祉係
石川 友美	藤岡支所 地域支援係
宇賀神 康裕	藤岡支所 在宅福祉係
井岡 敏子	藤岡支所 在宅福祉係
関口 那美子	藤岡支所 在宅福祉係

氏 名		係
館野 幸子		都賀支所 地域支援係
大島 恵子		都賀支所 在宅福祉係
関口 良一		西方支所 地域支援係
中田 規央		西方支所 在宅福祉係
石川 敏子		西方支所 在宅福祉係
渡部 幸子		西方支所 在宅福祉係
事務局	早乙女 康夫	総務課長
	佐藤 優	総務課 地域支援係
	中島 正浩	総務課 地域支援係
	須藤 久弥	総務課 地域支援係

栃木市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成 26 年 10 月発行

発 行 栃木市・社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

編 集 栃木市保健福祉部社会福祉課・社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

■ 栃木市

〒328-8686 栃木市万町 9-25

TEL 0282-21-2202

市ホームページ <http://www.city.tochigi.lg.jp/>

■ 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

〒328-0027 栃木市今泉町 2-1-40

TEL 0282-22-4457

市社会福祉協議会ホームページ <http://www.tochigishi-shakyo.or.jp/>



この冊子は、共同募金配分金により作成しています。